

第1日目（8月30日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。ただいまから令和3年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から早退の届けが出ておりますので、報告いたします。早朝より傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号18番・黒滝松男君及び議席番号19番・関常幸君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日8月30日から9月17日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日8月30日から9月17日までの19日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。
市長。

○市 長 貴重な時間をお借りしますが、少し報告をさせていただきたいと思います。先週末からの市職員の新型コロナウイルス感染及び当市の上田小学校での休校措置などの経過につきまして、大変懸案で、皆さんもご心配だと思っておりますので、報告をさせていただきたいと思っております。

既にウェブサイトで公表しているところですが、8月25日に市職員1人が新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。当該職員は相当以前から長期休暇を取得している者でありまして、感染の前後において職場には出勤はしておりませんでしたので、職場への感染可能性は考えられないということから、市役所機能は縮小することなく、そのまま開庁を継続したというところでございます。

しかしながら、当該職員は居住しております地域において小学生——これは上田小学校であります。子供たちへのスポーツ活動の指導を行っておりまして、当該スポーツチームに所属する児童27人が濃厚接触者となってしまいました。これも既に公表しておりますが、全校児童130人のおよそ5分の1がPCR検査の対象となったということから、学校として授業を行うことが困難であるとの判断によりまして、8月26日木曜日、27日金曜日を休校措

置としたところ です。

当初、土日ですね、週末の 28 日、29 日のうちに PCR 検査の結果が判明すると。その結果を受けて 30 日以降——今日であります、以降の措置を決定することとしておりましたが、全ての検体の検査が終了できなかったということから、全員の結果が出るのが 30 日となってしまったということでもあります。

明確な結果を得ないままで授業を再開することは、無用な混乱と不安を与えることにもつながるといことから、大変残念であります、本日 30 日については休校措置を継続することとしました。少なくとも確認ができている者もいるわけではありますが、全部ができなかったという判断によります。本日の結果を見た上で、改めて 31 日、明日以降の措置を検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 日程第 4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、令和 3 年 9 月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をまずは喜び申し上げます。また、日頃市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表したいと思っております。本当にありがとうございます。傍聴の皆様も大変今日はありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の対策などについてであります。南魚沼市の 5 月中の感染者数は 54 人を数え、1 か月の感染者数としてはこれまでの最高でありました。新潟県内をはじめ、全国的にも深刻な感染拡大がみられ、7 つの都府県に出されておりました緊急事態宣言は 6 月 20 日まで延長されることとなりました。市内の感染者数を抑えるために、家庭内感染の防止を主眼として、ワクチン接種会場などでチラシを配布したり、またウェブサイトなどでも広報してきたところであります。

6 月に入りまして、市内の感染拡大は沈静化しましたが、上旬に 3 人確認されたほか、中旬以降は感染者がおりませんでした。全国的にも沈静化したことから、国は 6 月 20 日に緊急事態宣言を解除し、東京など 7 都府県にまん延防止等重点措置を適用しました。

しかしながら、宣言解除直後から感染者数は拡大を続け、東京オリンピックの開幕を控えました 7 月 11 日、東京都に対し 4 回目となる緊急事態宣言を発し、8 月 2 日には神奈川、埼玉、千葉、大阪の 4 府県にも緊急事態宣言が発せられました。

南魚沼市内においても 7 月 18 日以降、急激な感染拡大がみられ、7 月末までに 45 人の陽性者が新たに確認されました。特に小中学生を中心にクラスター的な状況が発生しましたが、迅速な休校措置を取るなど、拡大防止に最大限注力した結果、1 週間程度で沈静化をみています。変異株と思われませんが、これまでとは感染力が格段に強まっていることが感じられたところです。8 月に入ってから新潟県内の感染者が急増し、各地でクラスターが発生しましたが、当市内においては、新規の感染者の発生はあるものの、急激な感染拡大には至っておりません。引き続き職場や家庭内で感染防止を図っていく必要があると考えております。

4月25日から開始しました65歳以上の高齢者に対するワクチンの集団接種は、7月4日で市内12会場における接種を終えて、7月5日以降は、五日町雪国スポーツ館（第1接種センター）及び旧第二上田小学校（第2接種センター）の市内2か所の常設接種センターで、日曜日から金曜日までの週6日間実施してきております。接種状況につきましてはウェブサイトにて逐次報告しているところですが、8月15日現在、2回接種済みの方は全市民の43.48%になっています。

まずは、市民生活を維持するために必要な業務を行うエッセンシャルワーカーの方々への接種を優先し、一般の方々については、予約が一時期に集中しないよう、対象年齢を段階的に引き下げながら、順次予約を受け付けております。

なお、五日町雪国スポーツ館におきましては、連日の猛暑が続き室温が30度を超える状況が生じました。接種のために来場した市民やワクチン接種従事者の皆さんの熱中症リスクの増加、加えてワクチンの品質低下という2つの課題が生じたことから、急遽、消防本部により屋根への散水、放水などを試み、加えまして7月21日からは雪のクーラーを設置いたしました。結果として、室温は28度以下を保っておりまして、良好な接種会場の運営ができるようになったと考えております。

ワクチン接種の進展とともに、市民の活動範囲も徐々に広がることが期待されます。残念ながらワクチンの供給量が制限されているため、当初の見込みより時間がかかるかもしれませんが、この未曾有の事態に終止符を打つことができるのは、ワクチン接種による集団免疫の獲得以外にはないと考えております。市内外の医療機関の方々からのご支援をはじめ、多くの方々のご協力と、何よりも市民各位のご理解をいただきながら、鋭意、推進してまいります。

なお、配付をいたしました追加資料①に触れたいと思います。令和3年8月28日現在、この時点における南魚沼市民の新型コロナワクチン接種率をご報告したいと思います。厚生労働省が基準としている令和2年1月1日時点の12歳以上人口を基にしておりますが、ここに対しまして1回目が60.31%、2回目が51.70%となっております。このうち65歳以上の接種率は、1回目終了が95.61%、2回目終了が——完了ですが94.76%となっております。

なお、65歳以上を対象とした接種意向調査を当初行っていたわけではありますが、令和3年1月1日時点の高齢者人口に対しまして、接種希望者はこの時点では91.24%であったということで、これをはるかにしのぐ数字が、今、確認されております。

また、7月1日以降、64歳以下の接種を進めていますが、12歳から64歳までの接種率は、1回目が40.33%、2回目が27.42%となっております。なお、市内では40歳未満の人を対象とした接種はまだ開始されておりましたが、医療従事者や高齢者施設等の従事者——働いている皆さん、そして基礎疾患を持っているそういう年齢の皆さん、そして市独自のエッセンシャルワーカーと呼ばせていただいている優先接種対象者の皆さんの接種済みの人数が含まれておりますので、よろしく申し上げます。

なお、年齢階級によっては接種率が100%を超えているのがあります。不思議に思われるか

もしれませんが、母数となる基準日の人口と集計日時点の人口が異なっているということが原因となっていますので、お読み取りください。

続きまして、配付しました追加資料②であります。市報9月1日号に掲載する新型コロナワクチンの今後の接種体制を記載したものであります。現在、40歳以上を対象に集団接種を行っておりますが、9月27日からは対象年齢を16歳以上に拡大いたします。この集団接種が市の接種としては最後の段階となりまして、11月1日以降は、医療機関の皆様から協力体制をつくり上げていただきまして、個別接種を主たる接種体制に移行する予定としておりますので、よろしくお願いたします。感染が若年層に広がっていますので、今後もワクチン接種を着実に進めてまいります。

本文に戻らせていただきまして、6月議会定例会以降の経過等につきましてご報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉であります。健康づくり関係では、今年度、委嘱しました第8期の健康推進員の研修会を開催し、ご自身や地域の健康づくりについて理解を深めていただき、新型コロナ対策を行いながら、地区活動に取り組んでいただいております。

城内診療所につきましては、昨年来の新型コロナウイルス感染症に起因する受診控え、また受診間隔が長期化する傾向がありまして、受診者数の低下が続いています。新型コロナワクチンの個別接種を8月末までに約1,300件実施するとともに、集団接種に医師や看護師を派遣しているところです。

医療関係については、総務省事業であります公立病院医療提供体制確保支援事業の基礎的支援が採択になり、アドバイザーによる市民病院の経営改善への支援が始まりました。第1回会議が6月4日、第2回会議が7月20日に行われ、アドバイザーからの専門的な分析を踏まえて、経営形態の見直し、経費削減等の病院経営の効率化及び病床機能転換などについて検討してまいります。次回の開催は9月下旬を予定しております。それまでに各種データの分析を進めていただいているという状況でございます。

寄附講座の拡充についてです。自治医科大学の学長様に、南魚沼地域医療学講座の教員増員の要望を行っております。大学さんからも自校のホームページはもとより、科学技術振興機構、また大学病院医療情報ネットワークを通じまして募集を行っていただいているところであり、この取組の状況を期待を持って見守りたいと思っております。

6月定例会で補正予算を議決いただきました、ゆきぐに大和病院及び健診施設に係る調査委託事業は6月末に契約を行いました。再び緊急事態宣言が発出されたことで、7月末の段階で現地調査ができない状況であります。受託業者に対しまして必要な資料を提供するなど、宣言解除後には速やかに業務を進められるよう準備を行っております。

子育て支援関係につきましては、閉園となりました上長崎保育園の解体が終了しまして、整地を行っております。8月26日に跡地の舗装工事を発注しておりまして、降雪時期までに完了するよう努めております。

今年度の新型コロナ対策として国が実施する、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生

活支援特別給付金(ひとり親世帯分)——児童1人当たり5万円——の給付につきましては、申請が不要な対象者388人に対する振込を完了しています。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯など、申請が必要な対象者や新たに児童扶養手当の受給者となった方へは、給付が受けられるように8月の児童扶養手当現況届の提出時にも案内をしています。この給付金のひとり親世帯以外分についても、申請が不要な対象者173人に対しては振込を完了しています。申請が必要な対象者には、8月30日に案内文書を送付したところであり、あります。

学童保育について申し上げます。石打小学校と上関小学校の統合に伴い、各校の児童を対象とした2つの学童クラブの統合を進めています。それぞれのクラブの保護者会において、統合に向けた説明を行い、名称を石打クラブとしまして、新たに上関小学校内に設置することについて、保護者の皆さんからご理解をいただいたところです。

これによりまして、今定例会に関連する条例の一部改正について提案いたしますので、よろしく申し上げます。今後、学校を含め関係者と工事日程を協議しながら、年内の完成を目指しまして施設整備を進めてまいります。

福祉関係について申し上げます。感染症の影響を受けまして、4月から7月末までの生活保護申請件数は、前年比では約1.3倍。生活困窮相談件数は、前年比では約3割減少したという結果になっていますが、コロナ禍以前の令和元年度とこれを比較しなければなりません。この場合には約1.6倍となっております。新型コロナウイルス感染症による経済的な影響が深刻化する中で、引き続き市の社会福祉協議会と連携を図りながら、生活に困った方々が安心して相談できる、相談・支援体制の強化に努めてまいります。

公営住宅については、7月16日に1回目の住宅委員会を開催いたしました。公募戸数32戸に対しまして15件の申込みで、最終的に10戸の入居を決定しました。

介護保険関係については、第8期計画で整備することとしていました、認知症対応型共同生活介護——認知症グループホームであります——の実施事業者を、地域密着型サービス運営委員会におきまして選考し、決定いたしました。また、この施設整備のための補助金について、補正予算に計上しておりますので、よろしくご願ひいたします。

塩沢の上田地区におきまして、6月から介護予防教室——これは名称がまめでいきいき倶楽部——この参加者のうち、希望する方々に対する送迎の支援を始めました。移動手段のない方々への支援については、さきの医療のまちづくりの中のまちづくり推進タスクフォースにおいて提言されていた事項でありまして、このたび上田ふるさと協議会の皆さんを中心に、関係機関・ボランティアの方々などの協力も得まして実現したものであります。

病院事業につきましては、現下の最重要課題であるコロナワクチンの施設接種を含む個別接種を、鋭意実施しています。ゆきぐに大和病院は6月10日から、市民病院は6月1日から、それぞれ開始していますが、7月末現在で両病院合わせまして3,544回の接種を行いました。ゆきぐに大和病院では、高齢者施設の入居者、訪問診療を受けている患者さん、山間地の高齢者の皆さん、通院困難な患者さんについて、医師や看護師などの職員が現地に出向いて接

種を行いました。両病院ともに7月末までに65歳以上の高齢者については、ほぼ接種を完了しております。段階的に対象年齢を引き下げながら、現在では接種対象を40歳以上に拡大して行っています。しかしながら、国からのワクチン供給量に制限があることから、接種日、人数の調整を行いながら進めていることをご理解いただきたいと思います。

患者数につきましては、ゆきぐに大和病院では、昨年度、外来では受診控えがあったものの、今年度は回復傾向となっております。入院は回復期の医療需要が増えているということから、昨年度に引き続き増加傾向となっております。

市民病院では、外来は5月から、入院は6月から回復傾向になっていきます。今後も患者さんの医療ニーズに応えサービスの向上に努めながら、経営改善につきましても努めてまいります。

ここで、追加資料のほうに目を運んでいただきたいと思います。このため、医療のまちづくりに関する基本的方針に示している実施体制として、2つのプロジェクトチームの会議を立ち上げました。8月23日に第1回の会議を開催したところです。このプロジェクトでは、市長部局、病院部局の職員はもちろんですが、市民の代表からも入っていただきたく委嘱を申し上げまして、そういう三つどもえの委員構成として、何よりも市民目線の意見を反映した持続的な医療サービスの提供及び安定した医師確保など、実践的な計画について議論を深め進めていただきたいと思いますと考えているところでございます。もう一度本文に戻っていただきたいと思います。失礼いたします。

今年の1月に傾斜してしまった市民病院玄関の庇——キャノピーであります。これにつきましては、調査業務委託先であります株式会社建構造研究所から、8月20日に調査結果の提出がありました。結果としては、設計条件、許容荷重、応力計算などは適切に計算され工事監理についても適切に行われているため、今まで経験したことのない降雪状況により融雪設備が大幅に機能低下したことから、設計積雪量を超過したことによるわずかな重量差によってバランスが崩れたことが原因であると、報告ではされています。

設計積雪量を超えないよう、融雪設備や積雪深を注意深く管理する配慮に欠けていたということでもあります。この点につきましては、皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきまして、率直におわびを申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

調査業務と並行しまして、再建するための設計業務委託を7月下旬に発注いたしました。また、再建に係る補正予算について、今定例会に提案しておりますのでよろしく願います。破損しました玄関の雁木部分につきましても、6月下旬に修繕工事を発注しているところでございます。

次に、教育・文化について申し上げます。石打地区の統合協議であります。各部会における検討が順調に進んでいます。新たな校歌及び校章、校旗の案がそれぞれの専門部会でまとまったということから、8月24日に統合協議会を開催しそれらの内容を報告しました。今後も地域の方々からのご意見を十分いただきながら、統合小学校の円滑な開校に向けて取り組んでまいります。

統合後の校舎となります上関小学校の大規模改修については、夏休みの休業期間を利用してまして体育館などの改修工事を実施するなど、計画的に事業を進めています。年内に改修工事を完了、令和4年度の開校に向けた準備を整えることとしています。

また、石打小学校及び上関小学校では、規模を縮小するなど感染防止対策を十分に講じた上で、それぞれ閉校記念式典を挙げることにしております。現在、11月の開催に向けて準備を進めています。

統合に関する決定事項などの情報は、石打小学校・上関小学校統合協議会ニュースを発行しまして地域の方々にお知らせするとともに、その内容を市ウェブサイトに掲載することにより情報発信に努めております。

GIGAスクール構想の推進につきまして申し上げます。各学校のLAN工事、タブレットの導入及びネットワークの設定作業が完了しまして、2学期から使用することが可能になりました。夏休み期間には、タブレットの操作など教職員向けの基本研修を実施したところで、今後もICT教育の充実に向けて学習環境の整備を進めてまいります。

6月定例会で補正予算を議決いただきました、坂戸城跡山頂部の薬師尾根登山道付近の補修工事につきまして、斜面に植生土のうを積み上げるなどしまして土砂の崩落を防止する補修を実施し、7月中に工事を完了したところであります。

自転車を活用したまちづくりの事業です。市民の健康づくりのサポートを目的としまして、地方創生推進交付金を活用して電動自転車のレンタルサイクルサービスを開始しました。今年度は女性の自転車活用を推進していこうということで、女性限定でモニターを募集しましてニーズ調査を実施することとしました。今後も健康ポイント事業など関連づけながら、市民の皆さんの健康づくりをサポートする取組を進めてまいりたいと思います。

次に、環境共生であります。有害鳥獣対策についてです。7月末の作況調査——市内の山の実のことであります。この結実は一定程度ありまして、不作から平年並みの状況に今なっていると思います。県全体では昨年度と同様に結実が悪くて、人里への熊の出没は昨年に続き警戒する必要があると考えているということでもあります。引き続き市民の皆さんに対して、市報や市ウェブサイトなども通じて十分注意いただくよう呼びかけるとともに、猟友会の皆様と連携して対応してまいります。また、今年度の出没状況は、8月11日現在で前年度比では6件減の22件。昨年よりやや減少している状況ではありますが、令和元年度からの高い水準のままとっておりますので、よろしく申し上げます。

ごみ処理施設であります。施設整備計画に基づきまして今年度の改修事業に着手し、昨年度の点検結果や健全度評価を踏まえながら、延命化対策を実施しています。引き続き安定稼働に努めてまいります。

ごみ処理施設周辺の地元3行政区——島新田区、上十日町区、三郎丸区——と施設運営の確認事項を明記している廃棄物処理施設維持管理に関する協定書がありますが、これにつきましては、三郎丸区との協定期間である5か年が満了を迎えることから——昨年10月には島新田区、今年1月には上十日町区と既に交わしておりますが、これに加えて三郎丸区、6月

28日に協定期間の更新にご同意いただいたところであります。三郎丸区の皆さんにはさきの2行政区の皆さん同様に、長年の広域的なごみ行政へのご理解とご協力をいただいております。感謝を申し上げる次第であります。

続きまして、都市基盤であります。南魚沼市の道路事業については、社会資本整備総合交付金事業及び国庫補助道路事業として、9億6,107万円の配分がありました——国費はこのうち5億8,881万円であります。7月末現在、除雪費を除いた発注率では56.8%となっております。なお、令和2年度の繰越予算を加えた発注率では62.1%となっております、年度内の工事完了に努めてまいります。

国の直轄道路事業については、令和3年においては、国道17号六日町バイパス・浦佐バイパスの部分開通が予定されています。この秋にならうかと思えます。特に六日町バイパスは余川地区の0.8キロメートル区間が本年9月に開通予定でありまして、各種の工事が佳境に入っているという状況です。このほか、国道253号八箇峠道路事業をはじめとして、五十嵐入口交差点事故対策事業——これは石打地区、上一日市地区歩道整備事業、六日町電線共同溝整備事業などが進められています。引き続き事業進捗に協力してまいります。

砂防事業です。水無川水系で水無川流域砂防堰堤改築、三国川水系で三国川中流域土砂災害対策、高棚川水系で高棚川砂防堰堤群、登川水系では登川床固工群などの事業が進められています。

新潟県事業については、国道291号、県道塩沢停車場八竜新田線、県道欠ノ上五日町線、県道石打停車場塩沢線などの道路改築事業、また十二沢川、伊田川などの河川改修事業が進められています。

みんな住マイル改修補助金について申し上げます。6月定例会で議決をいただきまして、補正予算分、7月5日から追加募集を開始しましたが、7月13日で予算額に達したため予定しておりました7月30日を待たずに受付を終了しました。当初予算分と合わせて申請受付件数で542件。このうち子育て世帯分は125件でありましたが、申請工事の総事業費としては8億8,847万円となっております。なお、7月末時点の実績報告兼補助金請求件数は175件でありまして、支払い済みの補助金額は1,880万円となっております。

交通安全対策の推進については、1月から7月までの市内の交通事故発生件数が31件、前年同時期よりも5件の減。負傷者数は35人で13人の減となっております。死者数は前年同時期と同様に現在ゼロ人となっております。大変うれしく思います。今年度も減少傾向であり、コロナ禍による外出自粛等が主な要因と考えておりますが、引き続き南魚沼警察署をはじめ関係機関、団体と協力・連携しまして、交通事故防止活動に取り組んでまいります。

水道事業を申し上げます。4月から畔地浄水場を水処理1系列運転に切り替えまして、運用を開始しています。これまで以上に三国川の水質監視を強化して運転を現在しています。非常用水源井戸の整備につきましては、石打地区及び中之島地区で削井工事が完了しました。どちらも水質基準への適合と十分な揚水量を確認しています。また、管路の新設、老朽管の更新につきましては、国の交付金を財源としました耐震化事業の取組、また管路事故が起こ

った際に影響が広範囲になる箇所についても、順次工事を進めているところでございます。

下水道事業につきましては、農業集落排水の流域下水道への接続工事として、三郎丸地内で魚野川を渡る水管橋の上部工が完成しました。これによりまして、中之島地区の農業集落排水の流域下水道への接続が11月末までに完了する予定であります。これに伴い関係する条例の一部改正を今定例会に提案しておりますので、よろしく申し上げます。城内地区では、引き続き流域下水道への接続に向けた工事を進めています。また、下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール蓋の更新工事につきましては、市内全域で147か所を施工しております。

次に、産業振興についてです。稲作については、今年度の田植えの最盛期は5月20日。平年に比べまして1日程度早まりました。田植え後の生育は日照不足から活着・初期生育は不良となりましたが、6月に入りまして高温と日照時間の回復によって生育も持ち直しまして茎数が急激に増加しました。令和2年産の倒伏による品質低下がありました。気象・生育に応じた中干し等による茎質の向上、過剰生育防止の対策を重点として、関係機関が一体となり生産者へ注意喚起を行ってきたところであります。

穂の出る時期であります。圃場間で大変差が大きいもの——これは当然、今品種がいろいろ変わっておりますので——平年並みと今思っております。今後は適正な水管理と必要に応じた病虫害防除などにより、高品質・良食味米の生産に取り組んでまいりたいと思います。

八色西瓜であります。春先の低温、日照不足による生育の遅れ、そして6月17日に大和地域の東地区を中心に発生したひょうと強風雨による生育被害が影響しまして、出荷量は計画数量を下回っています。販売状況は全国的な品不足もありまして、ひょう被害を受けた果実の対応を早期に行ったことによりまして高い単価価格での販売となっておりますが、ひょう被害による出荷量の減少によりまして販売金額は前年実績を上回るものの、令和元年度実績程度——4.5億円の見込みとなっております。

観光振興について申し上げます。ワクチン接種を終えた方に対する市民向け温泉利用券の配布を5月2日から始めましたが、市民の健康増進に加えて市内温泉施設の利用促進を図ることにより、消費活動の推進、地域経済の活性化に努めています。さらに、この取組の効果を加速したいということから、7月1日から市内の入浴施設、その組合などが3密対策などの感染拡大防止に取り組みながら実施する宣伝・誘客キャンペーンに対しまして、その実施費用の一部について予算の範囲内で支援を行っております。

また、この温泉利用券の配布では、魚沼ロータリークラブ様、六日町ライオンズクラブ様、雪国青年会議所様、温泉組合様、観光協会様など、実に様々な団体からご協力をいただきましたことを、この場を借りまして心から感謝を申し上げたいと思います。

商工振興については、市民向けプレミアム付商品券の販売を6月21日から開始しました。市内の飲食業、宿泊業が実施する新型コロナウイルス感染症予防対策への支援を進めながら、引き続き市内での経済循環喚起に努め、産業支援と緩やかな消費回復を図ってまいりたいと

思います。

イノベーション推進事業について申し上げます。チャレンジ支援補助金の採択者への伴走的な支援に加えまして、スタートアップアクセラレーション南魚沼によります起業家育成セミナーを実施しました。起業家育成・事業創発拠点の整備を進めるとともに、地域産業の競争力強化、また稼ぐ力を高める人材の育成に努めてまいります。

次に、行財政改革・市民参画について申し上げます。アクションプランとして具体的な事務事業の改善に取り組み、行政改革推進委員会が評価を行いますP D C Aサイクルにより進めています。

地方創生事業については、まち・ひと・しごと創生推進会議を開催して、令和2年度の地方創生推進交付金事業の効果検証を行いました。各分野の有識者の方々からいただいたご意見を踏まえまして、令和3年度から新たに取り組む地方創生推進交付金事業がより効果的な事業となるよう努めてまいります。

南魚沼市人権教育・啓発推進計画については、7月29日に第1回南魚沼市人権教育・啓発推進委員会を開催したところです。今後は、市の各種計画がありますけれども、これにおける人権に関する具体的な取組について、P D C Aサイクルで効果を検証してまいります。また、9月11日には新潟県下の保育関係機関の皆さんを対象にした、第2回新潟県人権保育研究集会が開催されます。当初はコミュニティホールさわらびを会場としてということでしたが、感染症の拡大防止の状況が生まれてまいりまして、オンラインでの開催に変更となっておりますのでお知らせしておきます。

次に、令和2年度決算及び財政執行状況について申し上げます。一般会計決算については、歳入総額423億8,870万円、歳出総額では407億7,768万円と、いまだかつてない巨額な決算となりました。この主な要因は御存じのとおり新型コロナウイルス関連でありまして、国、県からの補助金・交付金が増額されたこと、またこれを原資にした様々な生活支援、経済支援策を実施したことに伴う歳出の増額であります。「未曾有の事態」という言葉が何度も、幾度となく使われた年でありました。まさしく誰一人経験したことのない切迫した異常な事態に対しまして、試行錯誤を繰り返し、また、様々なご批判も受けながらではありましたが市民生活の安寧確保、そして市民経済の活性化のため、精一杯果敢に立ち向かった年であったと考えております。

歳出では、新型コロナウイルス関連で、定額給付金など国の生活支援に係る経費が約63億1,000万円、プレミアム付飲食・宿泊券など市独自の経済支援策として約11億4,000万円、合わせて74億5,000万円ほどの増額となりました。半面、投資的経費は約10億8,000万円減少しましたが、これは樋渡東西線関連事業といった——長期間かかりました大型建設事業や、小・中学校の空調整備事業などが完了したことによるものであります。

このほか、記録的な集中降雪の影響により道路除排雪経費などで維持補修費が約6億5,000万円の増額、また、ふるさと納税寄附金は33億9,327万円と、前年度比でおよそ2倍の伸びを記録したところ、これに関連した物件費は約5億8,000万円の増、積立金は約12億8,000

万円の増となりました。これによりまして歳出総額は89億2,709万円の大幅な増額となったところであります。

歳入では、新型コロナウイルスの影響により、固定資産税と入湯税を合わせて約1億円の大幅な減収となりましたが、これに対する補填も含めて特別交付税及び地方消費税交付金が増額されたことなどによりまして、経常一般財源全体では約1億9,000万円の増額、歳入総額では90億6,931万円の増加となったところであります。

繰越明許費など翌年度への繰越額を含んだ形式収支は16億1,101万円となり、繰り越すべき財源である2億5,499万円を除いた実質収支では、13億5,602万円となりました。前年度の実質収支である12億6,683万円との比較による単年度収支では、8,919万円の黒字であります。また、新型コロナ関連の経費はそのほとんどが国費で賄われたということから、経常収支比率は87.2%で前年度比0.1ポイントの上昇にとどまったところであります。

水道事業会計の決算については、経営成績となる収益的収支では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け昨年比1,301万円の減となる380万円の純利益にとどまり、大変厳しい経営状況が継続する結果となっています。資本的収支では12億488万円の不足が生じたため、過年度の損益勘定留保資金等で補填しています。

また、未処分利益剰余金については、今後の水道事業の経営状況や投資計画を見据えた上で、減債積立金の積立て及び資本金への組入れによる処分案としております。

下水道事業会計の決算については、経営成績となる収益的収支では、公営企業会計移行後の本格的な事業運営として2億5,548万円の純利益を確保しました。資本的収支では8億3,886万円の不足が生じたため、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、未処分利益剰余金については、今後の下水道事業の経営状況、また投資計画を見据えた上で、減債積立金の積立て及び資本金への組入れによる処分案としております。

病院事業会計の決算については、収益的収支では総収益52億362万円、総費用57億7,646万円で、差引き5億7,284万円の純損失が生じることとなりました。これは給与費、また資産減耗費の増、材料費や経費、病院再編時における新規購入医療機器や、建物に係る減価償却費の高止まりなどが主な要因となっています。

資本的収支では2億1,972万円の不足が生じたため、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び各事業会計における資金不足比率についてです。実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんでした。実質公債費比率は12.9%となっておりまして、昨年度より1.1ポイント減少しております。昨年度は企業会計への繰出金の減少が特殊要因としてありましたけれども、令和2年度は特質すべき変動はなく、これは3か年平均で出す数字でありますけれども、非常に高い率でありました平成29年度が外れたことが主な要因と考えています。

将来負担比率につきましても、各会計の地方債現在高が減少傾向にあること、また公営企業債等繰入見込額が減少したこと、加えてふるさと応援基金の増額などによりまして充当可

能基金が増えたということから 71.0%となりまして、昨年度から 35.5 ポイントの大きな低下となっています。

特別な事情がなければ、今後も同程度か緩やかに減少する傾向が続くものと推測しておりますけれども、将来的には新ごみ処理施設の建設、また公共施設の統廃合に係る経費などで上昇は避けられない見込みでありまして、それらに備えていかなければならないと考えております。また、国の動向などによる標準財政規模の変動も影響するものでありまして、今後も計画的な事業の推進を図るとともに、地方債の抑制を何よりも図りながら各比率の推移を注視してまいりたいと考えております。

令和3年度一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、今定例会で報告いたします。

一般会計補正予算（第5号）は、6月28日に専決処分としました。国から新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金4,800万円が追加で交付決定されたことに伴うものであります。7月5日から本格稼働させなければならない常設接種センターについて、早急に体制強化を図る必要がありましたことから専決処分とさせていただき、会場整備や運営に係る経費として衛生費に当該金額を追加計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出総額を321億874万3,000円としたところであります。

今定例会に一般会計補正予算（第6号）を提案しました。主な内容としては、まず、第8弾となる市独自の新型コロナ対策事業であります。前回、6月定例会において大きくご意見が分かれてましたが、それ以後いかなる支援が、今、南魚沼市において真に求められているのか、その最も効果的な内容と時期について慎重に検討してまいりました。市内の経済団体の方々とも意見交換を行う中で、この秋から冬季に向けた観光集客と、市内での消費回復に重点を置いた施策を実施することとしたところであります。

ワクチン接種の進展による感染の収束を期待しながら、本格的な復興に向けてさらなる支援を行うものであります。その目玉として、昨年を引き続き今冬も雪恋第2弾としましてプレミアム付旅行券を発行することとし、実施に必要な費用1億3,000万円を計上しました。

また、停滞している飲食業への誘客を図る必要があることから、国県の感染防止対策のガイドラインを遵守していることを積極的にアピールする、また市独自の運動を展開するとともに、来店者に対し何らかの特典をつけていただくなど、飲食店の利用促進を図るキャンペーンを実施いたします。これに参加する店舗に対し一定額の協力金を支給することとし、これらに必要な費用として1,900万円を計上したところでございます。現在販売しているプレミアム付商品券や、10月開始予定の本気井との相乗効果により、市内経済の底上げを図ってまいりたいと考えております。

このほか、4月から半年間の予定で実施してきました緊急雇用対策であります。経済・雇用状況がいまだ従前の水準に回復していないという判断から、10月以降もこれを継続することにいたします。必要経費として職員費として1,044万円を計上しますので、よろしく願います。

このほか、第8期介護保険事業計画で整備する認知症対応型共同生活介護——認知症グループホーム——の施設整備補助金として3,628万円を計上し、道路橋りょう維持補修事業費では、舗装工事費に3,500万円、また、北原住宅の解体工事費及び上原住宅の工事費追加分としまして、市営住宅総合改善事業費の部分に1,285万円を計上しました。

災害復旧費につきましては、7月24日の集中豪雨がありましたが、被害を受けました市道花岡線の道路災害復旧工事の経費として4,200万円を計上——これは上野地区であります。そのほか、決算額の確定による各種補助事業の精算として、過年度国県補助金返還金をそれぞれ計上しておりますので、よろしく申し上げます。

歳入では、新型コロナウイルス感染症による経済対策として、減免しました固定資産税の現年課税分2億7,300万円を市税収入から減額いたしました。これは全額国が補填することとなっております。この同額を新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に計上しておりますので、よろしく申し上げます。

前年度純繰越金は、実質収支額と現予算額との差額11億8,538万円を追加しました。収支差額については、第一に当初予算で財源調整として計上しておりました、財政調整基金繰入金を全額解消することとさせていただき、その上で今後の市独自支援策の発動に備えた財源として財政調整基金に1億円を積み立てるほか、予備費に5,000万円を計上することで調整しておりますので、よろしく申し上げます。

以上によりまして、歳入歳出総額に6億9,252万5,000円を追加して、総額を328億181万6,000円としたいものであります。

結びといたしますが、東京オリンピックは残念ながら無観客での開催となってしまいました。雪を自然エネルギーとして利活用する暑さ対策への地方からの貢献を進める中、今回の東京オリンピック・パラリンピックをその集大成と位置づけまして事業を進めてまいりました。足かけ4年。本来であれば東京都、江戸川区、さいたま市と連携しまして事業を実施する予定でありましたが、中止せざるを得ない状況となり私としては大変残念であります。皆様にもおわびを申し上げなければなりません。しかしながら、現在、日本人アスリートの皆さん、世界中のアスリートもそうありますが、目覚ましい活躍をする姿は大変すばらしく、市民の皆さんも大きな感動と元気をいただいているところと思います。

一日も早く市民の皆さんの明るい日常を取り戻すためにも、引き続きワクチン接種を希望される市民全員のワクチン接種完了に向けて邁進してまいろうと思っております。

このほかにも課題は山積しておりますが、議員各位をはじめ多くの方々のご意見を尊重しながら、この難局を乗り切っていきたいと考えております。何とぞご指導ご協力を賜りますよう議会の皆様にもお願い申し上げまして、私からの9月定例会に向けた所信表明とさせていただきます。大変ありがとうございました。

加えまして、今ほどちょっとメモが入りましたので、議長、ここで話をさせてもらっていいですか。

○議長　どうぞ。

○市長 今ほどメモが入りました。保健所からPCR検査結果の連絡があったということでありまして、この席を借りて大変失礼ですが報告させていただきます。本日、8月30日午前判明予定の検体が5件ありましたが、先ほどの件であります。いずれも陰性ということで報告がありましたので、お伝え申し上げます。

以上です。

○議長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議長 長 ここで休憩といたします。再開を10時50分といたします。

[午前10時32分]

○議長 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前10時50分]

○議長 長 日程第5、報告第4号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・清塚武敏君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○清塚議会運営委員長 議会運営委員会に付託されました継続調査の事件について、調査、検討を行ったので報告いたします。

調査事項につきましては、令和3年9月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。調査の状況は、期日、令和3年8月20日。委員の出席状況は7名全員であります。正副議長からも出席をいただきました。調査の内容につきましては、1、令和3年9月南魚沼市議会定例会の運営について、2、閉会中の議会運営委員会の開催について、3、その他です。

1、令和3年9月南魚沼市議会定例会の運営について、概略を報告いたします。付議事件について、執行部より説明がありました。質疑はありませんでした。会期及び議事日程、一般質問の取扱い、決算認定議案の進め方について、事務局より説明がありました。皆様に配付の議会運営資料のとおりであります。質疑はありませんでした。

請願及び陳情について、陳情第2号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書は、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

次に、閉会中の議会運営委員会の開催についてです。現議員の任期が10月末までであり、急遽10月中旬に臨時会が開催される場合の対応として、議会運営委員会は会議規則第111条の、閉会中の継続審査申出をいただきたいと思いますと考えています。9月14日の議会運営委員会で確認します。また、改選後の臨時会までのスケジュールと臨時会会期日程の事務局案、そして12月定例会会期日程の事務局案についても14日にお示しする予定であります。

その他では、意見書の提出について、全国市議会議長会、全国積雪寒冷地帯振興協議会からそれぞれの願いが出ております。次回の議会運営委員会までにどうされるか、発議するか検討していきたいと思っております。報告案件の質疑については検討課題の一つとして、今後考えていきたい。

以上で、議会運営委員会の調査事件の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○塩川総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の報告をさせていただきます。期日は、令和3年7月20日。委員は7名全員出席であります。議長からも出席をいただきました。調査項目は2項目でございました。それぞれ現地調査を行い、その後、執行部より説明を受けました。概要を説明いたします。

1項目めは、学習環境の整備状況についてです。六日町小学校で現地調査を行い、エアコン、給湯器の設置状況、タブレット端末の配備状況を調査いたしました。まず、教育部長からGIGAスクール構想については1学期中にタブレット端末がおおむねそろったことから2学期中の早くから活用できるように準備を進めている。また、石打地区の統合小学校については、上関小学校の大規模改修をはじめ、地域の方々から専門部会に参加していただき、校歌や校章などを含め順調に推移していると説明を受けました。

続いて、学校教育課長より説明があり、市立学校のエアコン設置状況は、実際に使っている普通教室についてはほぼ100%の設置状況となっている。特別教室については、今後、計画的に整備を進めていかなくてはいけないということは認識している。使用頻度の高い、学校でより使う教室を優先的に進めると説明がありました。

次に、給湯器の設置状況ですが、特別な蛇口を設置している学校はあったが、今回、新設を行い整備を行っている。学校の状況に応じてガス、灯油、電気、またそれらを組み合わせた方式で整備を行い、児童生徒数に応じて数も増やす計画で整備しているということでした。

最後に市立学校のGIGAスクール構想整備状況は、タブレットは全ての学校で納入が完了している。LAN工事、電源関係の工事など、ハード部分はおおむね整備が完了するが、今後は先生方の研修や児童生徒が実際に使用する場面での様々な取組が必要となってくる。2学期以降、タブレットをどう使っていくか。今ある授業の中の一部に取り入れるなど工夫しながら、日常的に使う機会をまずは設けていき、段階的に授業に活用していくことにつなげられる取組を学校と協力して行っていくということでした。その後、質疑がありました。

続きまして、2項目め、大原運動公園の雪害状況と修繕計画についてであります。バーマスタジアムとテニスコートで現地調査を行いました。生涯スポーツ課長から資料に基づき説明がありました。

まず、野球場観覧席ベンチ改修工事ですが、今冬の降雪によって、観覧席98台中11台が座席部分に破損、亀裂及び段差の被害が発生した。今冬の降雪は使用を開始してから過去最大の累計降雪量があったと思われる。使用開始してから7年余りが過ぎており、劣化も進ん

でいて、それによって破損が生じたのではないかと考えられる。98 台中 11 台ということだったが、現在、把握している箇所については 20 か所ということである。工事を進める中で破損箇所を見つけられれば、随時修繕していく計画である。

修繕内容は、破損を受けたベンチ 20 台を更新するものである。既存のベンチはFRP——繊維強化プラスチックを使用していたが、廃盤になっており、後継品である高密度ポリエチレン成形品に交換する。保険については、建物総合損害共済の動産の雪による災害の対象になっているという説明を受けました。

最後にテニスコートの人工芝張り替え工事についてです。大原運動公園テニスコートは平成9年に供用を開始し、多くの利用者、多くの大会に利用されており、収益も非常に高く、増設した8面を今回更新するものである。今回の人工芝張り替えに併せて暗渠排水の能力を高める工事を行うという説明を受けました。その後、質疑がありました。質疑の内容につきましては、資料に掲載されておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、総務文教委員会の報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点、G I G Aスクール構想に関連してちょっとお聞きしたいのですけれども。今、タブレットを配付して、徐々に授業にどういうふうに取り組んでいくか、そういう段階だという説明がありました。今、新型コロナウイルス感染症の関係でほかのところの問題になっているのは、オンライン授業の関係で配付したタブレットを活用しながらやろうという取組が全国的にも広まりつつあるのですけれども、当市はまだそういう段階ではないのかもしれませんが、そういうことも想定に入れながらのタブレット導入というような説明なり、考え方が示されたか。あったら、お願いします。

○議 長 総務文教委員長。

○塩川総務文教委員長 委員会の中で話がありましたのは、リモート——オンライン授業ということで、長期欠席をしなければならないような児童生徒さんが出てきたときに、やはり自宅に貸出しの状況も、多分これから出てくるということですのでけれども、持ち帰ったときの取扱い等々の決め事を、これからまたしっかり検討、調整していかなければいけないという話がありました。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 おはようございます。産業建設委員会の報告をさせていただきます。期日は、令和3年7月12日。出席、7名全員でありました。議長からも出席をいただき

ました。

調査内容は、新型コロナウイルス感染症に係る基幹産業への影響ということであり、資料が7ページから15ページまでついております。市内の業者にアンケートを取った結果がそちらに出ていると思います。また、インバウンド等に合わせた宿泊のことが1ページから説明があったとおりでございます。見てのとおり、落ち込んでいるということではありますが、なかなか新型コロナウイルスの感染状況が落ち着かないということで、この地域にお客が来ていないという現状があるということでもあります。

また、資料の3ページの本気井というところからですが、ここの部分に関しましては、委員会としてしっかり南魚沼産コシヒカリを使うという条件なので、昨年の取引状況等の領収書とかを確認して、しっかりそういう状況を確認しておいていただきたいというようなことを申し添えておきました。新型コロナウイルスに係るQ&Aは書かれているとおりでございます。

2項目めでございます。現状を取り巻く農業問題ということでもあります。非常に米余りが全国的にも多いということでもありますし、令和3年度の4月、令和2年産米につきましては、231万トン、全国では米余りだということで、令和元年より十数万トンも上回っているということでもあります。これも外食産業等の影響でこういうふうな米余りが生じているということでもありますけれども、南魚沼市に関しましては、令和2年産米は売り切れている状況であるというようなことでもあります。ちなみにふるさと納税が調子いいということもありまして、そういう影響も大きな要因かと思っております。Q&Aはそちらに書いてあるとおりでございます。あとは資料を見ていただければと思います。

以上で、産業建設委員会の報告とさせていただきます。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 取り巻く農業問題という中で、ふるさと納税に係る返礼品の中でクレームがあって、最終的にはすごく少ないと。クレームは少ないという話ですが、内容を見ると、何点か挙げられていますけれども、かなり……重要な問題ではないかと思うのです。味が悪いとか、虫が入っているとか、あるいは石。今、生産業者もかなりそういう点では気を使っているわけですが、こういったことが出ない何か取決めとか、管轄はどこがされているのか。これは大事な問題だと私は思ったのですけれども、その点、意見が、そういう方向にいつているのかどうか。やはり再発防止という観点から取ると、あるいはこれだけのふるさと納税が貢献しているということになると、ゆゆしき事態だと感じるのですけれども、そういった方向性というのはどういう審議がされているか、ひとつお聞きします。

○議 長 産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 岡村議員の質問にお答えいたします。確かに委員会でも非常にそういう声がありました。特にそういうことで、これだけ絶好調になっているふるさと納税の全体が悪くなるイメージがつくというのが非常に市としては悪いということで、委員からの

意見等もありましたし、6ページでは意見ということで、ふるさと納税で寄せられたクレームを販売している業者全員で共有してはどうかと。1社の問題とか個々の問題ではなく、全体でこういう問題があるから、こういうことはなくすようにしようというような声もありました。また、農林課、ふるさと納税を行っているのはU&Iときめき課になるわけですが、いろいろそういうことで横の連携もつなげていき、しっかりやっていただきたいというような声がありました。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 やはりこういった苦情を……（「マイクが聞こえないので、もうちょっとマイクを近づけて」と叫ぶ者あり） こういう苦情が少ないからというようなまとめになっているのですけれども、やはり担当課としては、要するに新たな品物を送ればいいぐらいの感覚に取れてしまうのですね、この書き方は。ですから、やはりもっと深刻な問題になると捉えて、今後の調査をしていただきたい。そうしないと、大きな失敗につながっては困ると思いますので、ぜひ、そういった調査を厳格にやっていただければと思います。

○議 長 産業建設委員長。

○塩谷産業建設委員長 おっしゃるとおりだと思います。1つでもないことが当たり前になるような取組が必要だと思いますし、担当課が今回、農林課がうちの所管なので、ふるさと納税を行っている所管のことをこっちでちょっと説明していただいただけなので。直接は言っていないですが、先ほど言ったとおり、農林課に横の連携でしっかりそういうことをやっていただきたいということは申し伝えてありますので、また今後とも、こういうことがないように、共有していただければという話はしてあります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告をさせていただきます。期日は、令和3年7月14日であります。委員の出席は7名全員、議長からも出席いただきました。調査事項は、記載のとおり3件であります。調査内容につきましては、執行部から所管の部長、課長、説明員より出席をいただきました。報告につきましては、事前に資料を配付してありますので簡潔にさせていただきます。

1点目であります。公立病院医療提供体制確保支援事業についてであります。第1回目の会議は6月4日に開催し、参加者は記載のとおりであります。この事業は年5回と限られている中であるわけですし、その中で本事業での助言、またアドバイスの範囲について、そして魚沼基幹病院との病院連携について、外来診療科目について。また一般会計からの繰入れの状況について、そして資金不足が発生し、起債許可団体になった場合の影響について、市

民病院の医療収益について。また外来の非常勤医師の費用分析について、事務系職員のプロフェッショナル化について、どうしたら黒字化になるか等々を指示し行ってまいるとの報告でございます。次回は、市長の報告にもありましたとおり7月20日に行われましたけれども、その後、9月5日ですか、行われるという報告をいただきました。

質疑等につきましては、地域医療との役割、連携について具体的な方策、考えはという部分。また、市民病院の経営改善と健友館、大和病院の移転新築について等々が審議されたわけであります。詳細につきましては配付資料をご覧くださいと思っております。

2点目であります。生活困窮者等の対応と支援についてであります。昨今の長引く新型コロナウイルスの悪影響は市内経済にも深刻な影響を与えているところであります。その中でも特に影響を受けやすい高齢者、障がい者、非正規や派遣などの不安定な雇用者の方、また女性、ひとり親世帯など、影響が出ている現状の説明がありました。

6月の申請件数は過去最高を更新したとの報告も受けております。今後、福祉課、社会福祉協議会においても体制強化の取組が重要な課題となっているとの報告も受けております。南魚沼市の保護率は極めて低い状況でありますけれども、この5年間の増加率は圧倒的に1位になっている旨の説明がありました。質疑の内容等につきましては、資料をご覧くださいと思っております。よろしく願いいたします。

3点目であります。新ごみ処理施設建設の進捗状況についてであります。これは前回に続いている調査項目でもありました。なかなか進捗状況も説明する段階には至っていないという中で、3点の報告でありました。

1点目でありますけれども、施設の規模と面積についてであります。これは前回同様の報告のみで令和11年度の処理量は97トン、そして令和12年度で96トン、不燃ごみ処理施設はどちらも7トンと予測しているという報告であります。そして今後の人口減、プラごみのリサイクルも進んでくる中で施設の変動に大きな影響はないという、そういう考えであるという事の報告でありました。施設全体では最低でも2ヘクタールが必要と予測しております。これは、エネルギーを活用した施設などの内容が決まっていないものですから、これは含まれておりません。

2番目としまして、湯沢町との協定についてであります。平成18年の事務委託に関する規約に基づき進めているわけでありまして。そして今年の6月に、別に新ごみ処理施設建設に関する基本合意書を締結しまして進めております。準備費用の負担に関しましては、均等割りが20%、人口割りが80%の負担割合として、これから出る建設費と運営費の負担に関しては、今後、建設地が決まった段階で協議するという報告でございました。そして、湯沢町から1名の派遣職員は、令和2年度をもって終了するとの報告でございます。

3点目の今後のスケジュールについてでありますけれども、32ページに詳細が載っているとおりであります。順調に進んで令和11年に完成し、令和12年に試運転という工程が表示されているわけでありまして。質疑等につきましては、資料をご覧くださいと思っております。

4点目、その他の報告についてでありますけれども、1点目、ゆきぐに大和病院及び健診施設の業務委託についてであります。そして2点目が新型コロナウイルスのワクチン接種状況についての報告、2点がございました。

以上で、報告とさせていただきます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 まず、大和病院の新築移転の問題についてでありますけれども、説明の中で落ちているのが、基幹病院建設時の大和病院の敷地がどうであるかということが——要するに、そこはほとんど駐車場ということで計画されて、設計がされているのですね。ですから、移転しなければならないというのが大前提にあるということ、やはりそこから始まった話にしないと、市民病院の経営改善ができなければ、新築もままならないというような説明がされているかと思うのですけれども、私はその点が委員会として論議されているかどうかというのが一番根本にあると思いますので、その点ひとつ、どういった質疑がされたかをお願いします。

それから健友館の移設について、大和病院の経営に寄与しているわけでありまして。そして市民病院の経営改善で、それを移転しなければならないという発想はいかななものかと私は思うのですけれども、それは議論の対象になっているのかどうか。塩沢、六日町の部分に住民健診がきちんとできる施設を造りたいという前提が必要かと私は思って、読んでみるとそういうふうな形が見えないのですが、その点ひとつお聞きします。

それからもう一点です。ごみの問題であります。今ほども説明がありましたけれども、2ヘクタールの用地が必要だということでありまして。当時、150トンの規模であると2ヘクタールが必要だという募集があったのですけれども、そうなってもこういった形なのか。その辺はどういった説明、論議がされたのか、ひとつお聞きします。

ごみの量もほとんど——多分、人口を考慮したという説明のようではございますけれども、ごみを減らす取組、それらについてはどういった報告なり審議がされたか、ひとつお聞きします。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 最初の大和病院移転についてでありますけれども、今回の調査内容は公立病院医療提供体制確保支援事業について、この部分をさせていただきました。それですので、今の質問者の部分に関しましては、報告の部分であります。そして、報告の部分に関しましては、あくまでも入札がここで決まったという部分の報告でございますので、これからどうする云々という、こういう部分は、今回は触れない状況でございます。健友館に関しても同じであります。まだ出ていないわけですから、私たちが云々という部分ではないということだけはお含みいただきたいと思っています。

そして、3点目のごみの部分であります。執行部のほうからいろいろ加味した中で、今、土地が決まらないわけでありましてけれども、2ヘクタールは必要であるという部分の中で計画しているという報告のみでございます。

以上であります。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 では、そもそも論という——要するになぜ駐車場がどういう形で設定されているかというのは、これから調査対象としていただきたいと思います。

では、今の調査はそうではない、総務省の関係だということでもありますので、4 ページの 1 から 7 までのデータを求められたので送ったとあります。これを見て、非常勤医師の給与とか職員のとか、そういう非常に丸裸で全てを提供するというような感じですがけれども、こういったものなのだかどうかというのが、ちょっと説明では分かりませんので。今後もそういった形で指導を受けるためには全て出していくのだという感じの説明であったか、ひとつお聞きします。

以上です。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 その経費に関しましては、全くこれからの部分であります。この部分に関しましてこれから始めていこうという、まず初段階の部分でありますので、これから全てそうした中でアドバイスを受けて、とにかく経営改善という部分と一般市民の医療を守るという観点で進めていく。そういう部分で、詳細についてはまだまだこれからであるという状況だと思っております。ご承知のとおり非常勤医師の金額等も出ているわけでありまして。そして一般会計からの財源の投入も、金額等も出ているわけでありまして、そうした中を全て加味した中でこれから進めていくという報告と、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、報告第 4 号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに陳情を除く付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算、決算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算、決算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 委員会に付託される付議事件につきましては、運用内規にありますとおり

質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質疑の機会を譲るようお願いします。

なお、明らかに大綱質疑とならない発言については、発言の途中、中止を命ずる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○議 長 日程第6、陳情第2号 「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

陳情第2号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、第14号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第14号報告 継続費精算報告書についてご報告申し上げます。

本報告は、一般会計における継続費の1つの事業が令和2年度で完了したことにより、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものであります。

議案の3ページ、別紙であります。別紙が継続費精算報告書でございます。8款土木費、樋渡東西線道路改良事業は、平成30年度から3か年の継続事業でありまして、3年間の支出済額合計は、中央の実績という欄の下、支出済額の計であります。13億313万8,500円という金額。財源内訳の特定財源、国県支出金は、7億3,762万円で56.6%ほど。同じく地方債5億1,770万円は39.7%で、内訳としましては、合併特例債と公共事業等債と県地域づくり資金でございます。一般財源は4,781万円で3.7%ほどでございます。

ちなみに、樋渡東西線に係ります工事費、総額で38億2,565万円。38億円ほどとなる見込みでございます。

以上、第14号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第14号報告 継続費精算報告書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議 長 日程第8、第15号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 では、第15号報告 健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律——通称、財政健全化法と言われる

ものですが——第3条の規定に基づきまして、令和2年度の決算に係る4つの指標を算定し、監査委員の意見を付して、議会に報告を申し上げるものであります。

1ページの表をご覧ください。4つの指標の算定結果であります。最初の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支に係る比率で、2番目の連結実質赤字比率は、特別会計を含めた市全体の会計の実質収支及び資金不足等に係る比率であります。それぞれ赤字あるいは資金不足は生じておりませんので、該当なしとなっております。

3番目の実質公債費比率が1.1ポイント減少しまして12.9%、将来負担比率は35.5ポイント減少しまして、71.0%となりました。

それぞれの算定結果の内容につきまして、少しご説明を申し上げます。総括表の①から④となりますけれども、これらは財政健全化法第3条第3項に基づく県知事への報告書の様式、算定資料であります。

それでは、3ページをお開きください。総括表①でございます。健全化判断比率の状況でありまして、上の表は、1ページの表と同じ内容であります。下の表は、財政健全化法で定めます財政状況の判断指標でありまして、上段が早期健全化基準、下段がそれよりも状況が悪い財政再生基準、この2つの段階の基準を示しております。令和2年度の決算の算定結果は、いずれの基準も下回っているという数字になっております。

4ページでございます。総括表②であります。これは、実質赤字比率も含めた連結実質赤字比率の状況であります。左側、上の表であります。これが城内診療所特別会計を含めました一般会計等の実質収支額——小計欄で12億9,656万円という金額になっておりますけれども、標準財政規模198億6,641万円に対する比率が実質赤字比率——これはマイナスであります。マイナス6.52%という数字が出ております。

そのすぐ下の表は、3つの特別会計の実質収支額と、右側の表、公営企業会計の資金不足・剰余額で、それらの合計額が一番下の合計欄38億9,303万円という金額になります。この標準財政規模に対する比率が、右側の最下段、連結実質赤字比率でありまして、マイナス19.59%ということになります。黒字の場合にマイナス表記ということになりまして、該当なしということになります。

次の5ページであります。総括表③、実質公債費比率の状況であります。実質公債費比率は、1年間の経常的な一般財源収入に対します借入金の返済額が占める割合でありまして、3か年の平均値で表す比率であります。

計算としましては、表の①から⑦の合計、令和2年度においては59億9,010万円という金額になりますけれども、借入金の返済額に当たります。これが分子となります。中段の表の左側、⑫から⑭の合計が、経常一般財源。令和2年度は計算しますと198億6,641万円——これは4ページで出てきました標準財政規模という金額であります。これが分母となります。これが基準でありまして、これから分子・分母それぞれから控除する額があります。⑧は、返済のための特定財源として、分子のみから控除する額。令和2年度では、都市計画税の廃止による算定のほか、公営住宅使用料分が未充当となった影響で減額となっております。⑨

から⑩までは、元利償還金に対して交付税算入される額——これは一本算定でありまして、分子・分母両方から控除する金額。

表には記載されておられませんけれども、分子の計を計算しますと、20億100万円ほど。前年度比2億1,300万円ほど増えております。分母の計が159億800万円ほどで、前年度比4億9,100万円ほどこちらも増えている。これらにより算出されました、令和2年度決算に係る単年度の比率が、中央に並んでいる、右から2番目の表、最下段の、令和2年度、12.58416%という数字であります。これを上の3か年、直近3か年平均で出しますと、一番右端の表の12.9%となるものであります。

減少となった要因でありますけれども、昨年度は企業会計への繰出金の減少が特殊要因としてございましたけれども、令和2年度においては特筆すべき変動は特にありませんでした。3か年平均において高率だった平成29年度——15.78010というパーセントでありまして、これが外れて3か年平均になったということが主な要因であります。したがって、特別な事情がなければ——令和3年度が特別にもっと上がらなければということですが、今後も同程度か緩やかに減少していく傾向は続くとは推測しているところであります。

しかし、将来的には新ごみ処理施設の建設、あるいは公共施設の統廃合に係る経費などで、今後上昇は避けられないという見込みを持っております。それらに備えなければならないということでもあります。また、国の交付税等の動向によりましては、標準財政規模——分母のほうです——こちらも大きく変動することがあり得るということから、今後も計画的な事業の推進を図るとともに、地方債の抑制を何よりも図りながら、各比率の推移を注視していかなければならないと思っております。

6ページをご覧ください。総括表④であります。将来負担比率の状況であります。一般会計が将来にわたって負担しなければならない、実質的な負債額の標準財政規模に対する比率であります。

3ページにちょっと戻っていただきまして、3ページの下段の表です。下から2番目の段、一番右になります。これが財政健全化法で定めます将来負担比率の早期健全化基準、350%という数字がそこに載っております。言い換えますと、地方債や公営企業債等の繰入見込額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、経常的な年収の3年半分を超えると要注意だという意味合いになるわけでありまして。

南魚沼市の将来負担比率は、財政健全化計画への取組の最終年度でありました平成22年度決算において、150%台になりました。その後は、ほぼ横ばいから多少減少傾向で推移してきております。令和2年度決算におきましては、前年度比35.5ポイント減ということで大きく減少したわけでありまして。

6ページに戻っていただきまして、計算式の内訳をご説明申し上げます。一番上の表が、将来負担額の内訳であります。左端の地方債現在高は、前年度比23億6,250万円の減少であります。大型普通建設事業が終了したこと及び財政健全化計画に基づいた起債償還を継続する中で、償還額のピーク時期が重なったことなどにより減少したものであります。

左から3番目、公営企業債等繰入見込額は、前年度比32億8,664万円の減少であります。これは、各企業会計の起債残高が減少しているということ、また各会計への将来負担額を算定する負担割合も下がったということ。これは3か年平均で算定されますけれども、これも高率であった平成29年度が外れたということが原因となっております。

将来負担額の合計は、56億2,173万円の減額となりました。

中央の表は、充当可能財源等であります。左端、充当可能基金は、ふるさと応援基金の増加などによりまして、18億8,635万円の増加であります。

充当可能特定歳入は、都市計画税が主たるものですが、都市計画税は廃止したわけですが、したわけですが、充当見込額を算定する平均充当率には廃止以前の年度の収入状況が反映されるということがありまして、緩やかに減る——漸減している状況。令和3年度決算から完全に滞納繰越分だけになると考えております。前年度比5億2,644万円の減となりました。

基準財政需要額算入見込額は18億6,322万円の減。充当可能財源の合計は、5億331万円ほどの減にとどまりました。減ったのですが、減り方が少なかったということです。

以上によりまして、一番下の分数式で、分子となります将来負担額から、充当可能財源を除くAマイナスBが、前年度比51億1,842万円の減。分母では、標準財政規模Cの増と算入公債費等の額Dの減によりまして、CマイナスDが、前年度比4億9,195万円の増加となりました。結果、前年度比35.5ポイントの減少となったものであります。

まとめとしましては、各会計の地方債現在高が確実に減少したということ及び公営企業債等の繰入見込額も減少したことにより、将来負担額が大きく減少したこと。さらには基準財政需要額算入見込額の減少分を、ふるさと応援基金の大幅な増額によりカバーすることができたということ。結果として、分子となる金額を減少することができたということが言えると思います。

以上で、第15号報告の説明を終わります。

○議長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、私のほうから審査意見書に基づきまして、監査意見を報告させていただきます。資料1ページでございます。令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見報告を行わせていただきます。

まず、審査の対象でございますが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査の期間につきましては、令和3年7月27日から8月6日までとなっております。

審査の方法でございます。健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等、関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施させていただいております。

審査の結果でございます。審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎とな

る事項を記載した書類の作成につきましては、いずれも適正に行われておりました。

続きまして、下段、健全化判断比率の状況でございますが、今ほど総務部長さんより説明もございました。実質赤字、連結実質赤字はありませんでした。また、実質公債費比率ですけれども、前年度に比べ1.1ポイント低下し12.9%。将来負担比率につきましては、前年度に比べ35.5ポイント低下しまして71.0%となっております。いずれも早期健全化基準を下回っておるということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、実質公債費比率でありますけれども、合併して16年であります、大変数字が下がったという思いであります。総務部長がおっしゃったように、平成29年、平成30年度が非常に高い数値だったと。3か年平均を見れば確かに下がっていると。単年度で見れば、令和2年度は前年度より若干上回ってきたという側面はありますよね。

実質公債費比率については、単年度によってどういう状況があったのかということで、大きく変動する部分もあるかと思っておりますけれども、要はその類似団体——毎年お聞きしますけれども、類似団体との比較ということが、いまだに報告されたことがないのです。5万5,000人の市で、同規模のところは一体どういう状況なのかというところがなかなか出てこないというのは毎年ありますけれども、報告についてそこら辺も併せて示されるとありがたいと思っております。

それから、将来負担比率71.0%で2桁になったという——私が議員になって初めて2桁になったわけであります。ほとんど毎年3桁であった。その下がった主たる理由というのはふるさと納税の寄附金であると。説明のとおりでありますけれども、これをもってして総務部長のほうの表現を借りるならば、今後、新ごみ処理場の建設であったり、公共施設統廃合があったり、大変な支出が予想されるので安閑としてはいないという、そういう思いでの報告であったと思っております。こういう不安定財源のふるさと応援基金によってこれだけ下がってきたということについても、類似団体と比べればどうなっているのかというところが一番聞きたいところです。ですので、そこら辺の比較対象ということ、令和2年度決算についてはやっているというのであるなら、ぜひともお示し願いたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 類似団体との比較ということにつきましては、寺口議員のほうから昨年度——いつも健全化判断比率のときには関心というか、ご提言、意見をいただいているところであります。昨年も答弁させていただいたところでありますが、大体、私ども南魚沼市が類似団体になっている数というのは、国のほうで状況類似、類似団体の表というのが、表とか全部出るのですが、それをまとめて比較する表というのは出てきておりません。その辺とか見ますと、私どものところは大体六十五、六から70団体ぐらいの位置に含まれているところになっております。

その中でいろいろ見ますと、過疎債を——全部の地区が過疎になっている対象が20ぐらいあったりですとか、一部過疎とか、一概にやはり標準財政規模等で比較できない部分があります。以前の答弁の中では、あの中でどんなことが活用できるのかということのみで、私も状況等は見てはおりますが、やはりこれまで進めてきた事業の状況ですとか、そういうところがありますので、参考に見ますが、それと比較して我が市がどうかというところまでは、ご報告というところには至っていないと、比較するには当市の状況としてはあまり重要ではないのかと思っております。

あと、将来負担比率の関係であります。先ほど部長が説明しましたとおり、充当可能基金というところにふるさと応援基金が入ってきております。算定としましては、分母のところが標準財政規模といわれるところで、基準財政需要額プラス普通交付税とか、特別交付税、そういったところが分母になっています。

その上で、上の分子のほうがそれら起債残高ですとか、公営企業への繰出し、そういったところの分母になっておまして、そこから差し引ける部分というのが、いわゆる国から補填されている財源の部分を差し引いて、実質的に市が持つ一般財源がどのように負担しているのか、それがどういうふうが続くのかという比率であります。当然、ふるさと応援基金を——今、算定上はこの結果が出てきておりますが、私どもも、ふるさと応援基金が入らない場合は——安定した財源ではないのですので、それが入らない場合のところというのは、やはり強く意識して数値を見ているところでございます。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 実質公債費比率の部分で、それだけの表が確かにあって、公表するというのはなかなか難しい部分もあるということでありましようけれども。でも、やはり類似団体との比較ということが重要であるという認識は、財政担当はぜひとも持っていただきたいですね。それはやはり今後どうなるかというのは全く分からない状況でありますから、だからそこら辺は認識を新たにしていきたいと思えます。

それと将来負担比率のほうについては、財政課長も非常に危機感を持ってきちんとやっている、不安定財源の基金に頼るものではないというところの意識は持っているということは確認できましたけれども、そのとおりだと思います。そういったところを実質公債費比率についても、例えば隣の魚沼市だったり十日町市だったりはどうなのかというところは、単純比較もできるという状況でありますから、そういうところを比較しながら、やはりここはこうすべきだということが出てくると思えますので、そこら辺はやはり危機意識をきちんと持ってやってもらいたいと思えます。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、1点といいますか、将来負担比率のところちょっとお聞きしたいと思えます。説明していただきまして本当に、前者の質問にもありましたけれども、2桁になり大変喜ばしいと思っておりますのですけれども。

今、ふるさと納税を充当可能基金の中に入れて——不安定財源を入れてということが大きいということがありました。確かに私はそう思うのです。ふるさと応援基金をいつまでもそこにためておくわけにも多分いかない。何らかの形で有効に使っていかなければならないとなると基金も減るわけですので、そこにだけ頼ってられないというのは財政課長が答弁しましたので、それは非常にいいのです。

私はもっとよかったと思うのは、その上の段の地方債の現在高の減です。毎年 40 数億円、公債費を返済していきまして、ここ二、三年、20 億円ぐらいの新規の起債を起こしているのです。これは基本ですよ。財政計画の中でも、大きな事業が終わったら 20 億円ぐらいの新規起債にとどめたいというようなことがあると思うのですけれども、そのとおりにやっているというようなことで、大変、私はいい財政運営を今のところやっているという思いをいたしました。

ただ前者の質問にもありましたように、これから——今、大きな事業がないわけですけれども、これから大きな事業がめじろ押しとは言いませんが出てくるわけなので、ここら辺はやはり十分気をつけなければならないと、私は今感じました。

そこで、ちょっと質問ですけれども、公営企業債の繰入見込額が——企業会計のこれも返済額が減ったからというようなことです——32 億円、前年に比べると減っているのですけれども、企業会計を少しずつの積み重ねでこうなったのか、特別な理由があるのかというところをちょっと教えていただきたいというところ。

もう一点が充当可能基金の件です。ふるさと納税応援基金が大きな増えた要因だということとあります。先ほど言いましたように、充当可能基金に入れていいのかもしれませんがけれども非常に不安定なわけで、どこまで充当可能基金としていいのかというところをちょっと教えていただきたい。

基金の総額は、多分全部で 84 億円ぐらいあるのですけれども、その中の 63 億円ぐらいですかね。ということになっているので、そこら辺の振り分けといたしますか、どこまで充当ができるのかという、そこら辺を参考までにちょっと教えていただきたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 最初のご質問の企業債の公営企業繰入金の部分の減少ですが、昨年度の大きな原因になりました、下水道事業が公営企業法適用になった形で基準の分は見直しになったというところがあります。部長のほうで説明しましたように、今後の公営企業に対する繰入金の算出の仕方というものが、これまで3年間の平均をもって、それを基に平均率があって、それが今後続くという比率になってきておりますので、一旦、大きく平成 29 年度分で減った部分というのは今回大きく出てきた。3 年平均になってきますので、来年度は、平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度の平均になってきますので、そこでいくと公営企業に繰り出す部分の比率は、当然今の現状に近くなってきますので、前年比較したときには、ここまで大きくはならないのではないかとみております。

それとあと、充当可能基金のところではありますが、こちらにつきましても現在可能とされ

ている部分であります、その中ほぼ全部の基金が充当可能基金と位置づけられていまして、基金の現在高のほうで見ているところでもあります。そこから充当可能基金として一応見えない部分というところにつきましては、合併振興基金ですとか、新しく出ました森林環境譲与税の基金ですとか、無電柱化で行いました企業の基金とか、そういったところが充当可能基金の考え方から外れておりますが、それ以外の基金につきましては、基本的に全部充当可能基金と位置づけられていまして、合計で63億円ほどとなっております。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 細かいことを聞いても分からないので、これでやめようかと思ったのですが、最後のほうで合併振興基金が充当可能基金から外れているということを言いましたけれども、合併振興基金33億円ですよね。そして基金の総額が今84億円です。84億円から33億円引くと、今ここで示した充当可能基金63億円より少なくなりますよね。だから今の答弁はちょっと違うところがあるのではないかという気がするのです。ちょっと細かいことで恐縮ですけれども、そこだけ私の気持ちの整理のためにちょっともう一回お願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 ちょっと細かいところではありますが、将来負担比率を出すためのいろいろな算定の表がありまして、そこで基金のほう全額を集計していくとなりますと、いろいろな基金がある中で、大体99億円ほどになります。そこから今ほどの対象外となるもの等を引きますと、大体63億円という形になってくるのですが、ちょっと細かい点につきましては、もし必要であれば、後で来ていただければお教えしたいと思います。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 分かりました。どうも数字が合わないなど。99億円ということ聞いて分かったのですが、あれですか、年度の基金残高ではなくて、5月末の残高での計算で統計上するわけでしょうかね、そこだけ確認したい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 そうなっております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第15号報告 健全化判断比率についてを終わります。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。再開を1時15分といたします。

〔午前11時58分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時15分〕

○議 長 議場内の皆さんにお願いいたしますが、発言時はマスクを取って発言して

いただくようお願いいたします。どうしてもこもって、やはり壁があつて聞こえないということがありますので、そのようをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 日程第9、第16号報告 資金不足比率についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第16号報告 資金不足比率についてご説明申し上げます。本報告も第15号報告と同じく、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、公営企業の経営状況を表す資金不足比率を算定し、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額について、それぞれの事業規模——これは具体的には営業収益の額でありますけれども、これに対する比率を求め、指標化することで経営状態の悪化の度合いを示すものであります。ここでの資金不足額は、先ほど第15号報告で申し上げました、連結実質赤字比率の算定に用います資金不足・剰余額と同じであります。

1ページの表にありますとおり、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計の3会計とも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は該当なしとなっております。

3ページであります。報告資料の算定式の表でございます。公営企業法適用事業の算定表であります。

表の(1)「 $a - b$ 」は、流動負債 a から控除額等の b ——これは企業債などでありましてけれども——これを控除した額です。(2)「 $c - d$ 」は、流動資産 c から控除額等 d ——これは貸倒引当金などですけれども、今回はゼロ円です。これらを控除した額。(1)から(2)を差し引いた額が(3)の額であります。財政健全化法施行令により算出される資金不足額ということになります。

資金不足額がマイナスになっておりますので、連結実質赤字比率に用いる数字は、(5)では剰余額ということになります。水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計いずれも黒字ということでありまして。

したがって、(6)資金不足額の欄では、不足となっておりますので数字が入らずに、(7)の右の欄、資金不足比率は該当なしとなるものであります。

以上で、第16号報告の説明を終わります。

○議長 次に、監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、意見書の3ページでございますけれども、資金不足比率につきまして報告をさせていただきます。

審査の対象でございますが、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

審査の期間ですけれども、令和3年7月27日から8月6日までとなっております。

審査の方法ですが、資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されてい

るかどうかを主眼といたしまして、実施させていただきました。

審査の結果でございますが、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われておりました。

表のとおり、水道、病院、下水道の各事業会計いずれも資金不足は発生しておりませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 16 号報告 資金不足比率についてを終わります。

○議 長 日程第 10、第 17 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 17 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について説明いたします。

これは、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、経営状況を説明するものです。

それでは、第 27 期、令和 2 年度の事業報告書及び決算書をご覧ください。

1 ページの 1. 現況に関する事項の (1) 事業の経過及びその成果でございますが、当市におきましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費が冷え込み、市内経済の状況も非常に厳しい状況でありましたが、六日町街づくり株式会社につきましては、大型スーパーを核として、図書館、内科・整形外科医院との相乗効果により安定的な経営を目指しました。

テナント全体の売上げは、昨年対比では 98.7%、客数対比で 91.8%となり、決算は売上高 1 億 7,646 万円で、前年比 96.5%となり、当期純損失は 382 万円となりました。新型コロナウイルスの影響による客数の減と、大雪により例年に比べ除雪費用がかさんだことが主な原因です。

続いて (2) の売上高の明細でございますが、固定賃料収入が前期比 100.7%となっており、施設使用料収入 102.8%、手数料収入 91.1%、共益費収入は前期比 99%でした。直営店売上高は前期比 90.9%となり、全体として前期比 96.5%となっております。

めくっていただいて 2 ページの (3)、(4) は記載のとおり。(5) 設備投資の状況は、ガス空調ヒートポンプエアコン 2 店舗分の更新を実施しております。下段 (6) 財産及び損益の状況の推移でございます。先ほどの説明と重複いたしますが、第 27 期の売上高は 1 億 7,646 万円で前期比 96.5%となり、当期純損失は 382 万円となっております。この結果、表の最下段の純資産は 3 億 4,832 万円となりました。

3 ページの(9) 従業員の状況については、記載のとおりパート従業員を合わせて 11 名となっております。

次の 2. 会社の株式に関する事項については、記載のとおりで前期と変更はありません。

4 ページの 3. 会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり 6 名の取締役と 3 名の監査役となっております。令和 2 年 6 月に新たに取締役 1 名を増員し、南雲氏が選任されました。

5 ページの貸借対照表ですが、表の左側、資産の部の流動資産 5,500 万円は現金及び預金が多くなっています。固定資産 8 億 5,079 万円については、減価償却の関係で前期比 1,010 万円減となっております。

資産合計は 9 億 579 万円で、前期比で 1,396 万円の減となっております。

表の右側、負債の部の流動負債 2,068 万円は前期比で 37 万円の減となり、固定負債 5 億 3,679 万円は前期比で 976 万円の減となっております。この結果、負債合計 5 億 5,747 万円は前期比で 1,014 万円の減となっております。

純資産合計 3 億 4,832 万円は前期比で 382 万円の減となりました。

6 ページ、損益計算書でございます。売上高が 1 億 7,646 万円に対し売上原価は 3,759 万円であったことから、売上総利益は前期比 286 万円減の 1 億 3,887 万円となりました。この売上総利益から販売経費及び一般管理費を引いた結果、343 万円の営業損失となりました。ちなみに、前期、26 期になりますけれども、こちらについては 123 万円の営業利益でありました。

営業外収益は 2 万円でありましたので、営業外費用の雑損失を差し引いた経常損失は 340 万円となりました。

この結果、382 万円の純損失となり、前期より 485 万円減となりました。新型コロナウイルスと大雪だったことが影響しまして、前期決算まで 8 期続けていた黒字経営から一転、厳しい収支となりましたが、今後また収支改善に向け経営努力を進めていくこととしております。

7 ページの株主資本等変動計算書は記載のとおり、2 ページでも説明いたしましたが、表の一番右、最下段の純資産合計は前期より 382 万円減りまして 3 億 4,832 万円となっております。

続きまして、もう一つの冊子、第 28 期事業計画書及び予算書をご覧ください。

1 ページの 1. 基本方針、重点事項につきましては記載のとおりでございます。

2 ページの 2. 会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり令和 2 年 6 月の株主総会で 6 名の取締役と 3 名の監査役が選任されています。

3 ページの第 28 期予算書でございますが、第 27 期決算額との比較表となっております。売上高はテナントの賃料や直営店の売上げなどですが、1 億 8,445 万円で 799 万円の増と見込んでおります。売上原価は直営店の仕入れ原価 4,120 万円で、売上総利益は 1 億 4,325 万円となっております。人件費や地代・共益費支払などの販売費及び一般管理費が 1 億 4,227 万円で、結果として営業利益は 97 万円を見込み、経常利益も 97 万円となっております。これ

から法人税などの事業税を差し引き、第 28 期の純利益は前期の決算比 430 万円増の 48 万円を見込んでおります。

なお、ただいま説明しました貸借対照表、損益計算書、予算書などの資料の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示したものであります。したがって、一部の合計数値が一致しない場合がありますのでご理解いただきたいと思います。

以上、第 17 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今、部長から説明がありましたけれども、大変厳しい決算であったということでありまして、その決算のほうを見させていただきまして、1 億 7,646 万円の売上げで営業損失 343 万円という決算でありました。来期に向けては売上げを 1 億 8,445 万円に増やして営業利益 97 万 9,000 円を確保したいと、こういうような部分であります。取締役会の中で、結局、直営店の売上げによって何とかマイナス部分をカバーしようという、そういう考えが主流なのかどうか。本来、あそこは部屋貸し、テナントの賃料収入でやるべきものであるところでありまして、そこら辺が取締役会の中ではどういう話がされたのかということをお聞かせ願いたいというのが 1 点目と。

もう一つは、毎年聞いていますけれども、新潟県と話をしながら長期負債のほうは毎年 1,000 万円の返済でいいということではありますが、この状況がしばらく続いても構わないというのは新潟県の認識でありましようけれども、そうはいつでも長期負債が 4 億 9,000 万円あるという中で、赤字経営をしながら返していくのは非常に難しいと。そういったときに、道義的な応援を南魚沼市に頼まざるを得ないというところが出てくるかと思うのです。今回の決算の中での取締役会ではそのような考えは出なかったと思いますけれども、そこら辺の事情をお聞かせ願いたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず 1 点目になります。直営店の関係です。確かに不動産収入を主な収入と、あと共益費が主な収入としている会社ですので、当然そこについては賃料を取ったほうがいいという話も出ますけれども、やはり物販はある程度、商品の品揃えによっては収益を伸ばすところがありますので、現時点でなかなかテナントに入る企業さんが見つけれない中であっては、品揃えを精査した中で収益を上げたいという話。

それからもう一点が、今回の厳しい決算の状況を受けて非常に出たのが、やはり支出ですね。維持ですとか管理の経費のほうをもう一度精査して、詰められるものは切り詰めたいという話がかかなり出ておりましたので、そんな状況で進んでいます。

それから 2 点目になります。新潟県との高度化資金の返済の関係になりますけれども、こちらについては毎年新潟県のほうと協議を行っております。あと七、八年後の頃になると、その計画を再度、再生計画という見直しが必要になるというところは、承知しているところですが、現時点については県のほうからもその打診はなく、毎年更新の中でちゃんと

した計画をつけられるかどうかという検討をさせていただきたいということで、取締役会のほうでもそこについては議論がされております。

以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 1 点だけ聞かせていただきます。第 28 期の事業計画書及び予算書のほうの 1 ページのところですが、そこで重点事項に 4 つ挙げられていますけれども、最後の経費削減というのはさっき部長もおっしゃいましたのでそこはいいのですけれども、残り 3 点についてもう少し具体的な話が出たのでしょうか。そこの辺を教えてくださいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 4 点あるうち、一番最後については、今、もう終了したということですので、まず上からになります。1 点目、市図書館を含む商業・健康・文化の一体施設の環境整備及び体制強化ということですが、あの建物の中には図書館——教育関係が入っています。それから、医療機関が 2 つ入っていると。文化の関係もそうですし、そこに商業施設——テナント等が入っていると。やはりこれがバラバラに動いているという状態ですが、基本的には有機的にそれが結びついた中で、管理にしろ、それから誘客ですね、そういうものの相乗効果が持てるのではないかとこのところがあります。そのところはやはり考えていくべきだろうという目標に上がっているということです。

それから、2 点目です。顧客ニーズに応じた市場の創造を図るということですが、昨年については新型コロナウイルス感染症の関係で、顧客ニーズというものを十分に生かすとか、動向を捉えるという以前の問題だったと思うのです。なので、今、来られている客層は、あそこは当然、交通網は電車ですので、多分、高齢者であったり近辺の方が多いと思うのですが、そういう方が何を欲しているかとかということをお聞きした中で、やはり品揃えとか、あとは店舗の運営の方法ですね、そういうものもやはりやっていくべきではないかという議論が出ているということです。

それから次の集客増を図るべくイベントの実施ということですが、昨年は全くイベント等はできなかったです。ただ、例えばショッピングセンター等については、特売とかそういうものはやっているのですけれども、やはり図書館もあり店舗もある中で、例年だと例えば子供の絵ですとか、それから習字等があると思うのです。そういうもののイベントですね。そこが多分、かなりできておりませんので、そういうところをやはりもう一度見直し、それからできる範囲での実施ということになろうかと思えます。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 4 ページの役員報酬についてお聞きします。当時、平成 26 年に 350 万円というのが総額で、役員報酬がずっと計画されていたのですが、これが総額であるのか、どういう内訳になっているのかお聞きします。

そうした中で今度予算では、75 万円が 80 万円になり、32 万円が 31 万円になるという、こ

れについての見解をひとつお聞きします。

それから、先ほどの15番議員とちょっと絡みますけれども、平成24年に公表された中で、2,000万円ずつ返済するということになっていて、当時、平成38年になったとしてもまだ3億5,000万円から残ると。こういう話をお聞きしているところでありませけれども、この形でいって、建物も中古なわけでありませるので、今度、耐用年数との絡みも出てきたりするのですが、そういう点はどういう指導を受けているのか。もう金輪際、市は出さないという当時のいきさつもあるわけでありませますが、そういう点ではどういった形がこれから想像されるのか。景気回復が望めればという話ではないかと思うのですが、よろしく答弁をお願いしませ。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の質問についてです。まず、役員報酬の関係です。旧年度、令和2年度に続いて107万円の報酬だったと思ひませ。こちらについては、今回改めて聞き直したのですが、役員報酬の上限は111万円です。350万円からかなり減ってきて今その状態です。107万円というのが、取締役6名、監査役3名いませけれども、常勤というのが代表取締役1名、それから監査役にも常勤という方が1名いらっしやいませ。そこについては、月々の報酬が出るのですが、そのほかの方については1回の実取締役会、それから監査の業務等にお越しいただくについて、1回当たり5,000円という支出になります。なので、常勤の代表取締役、それから監査役の両方を合わせて、今、84万円です。なので、残りの部分につきましては、非常勤の監査それから取締役が1回当たり5,000円で、出てきている回数を掛ければこの金額になるということになろうかと思ひませ。

ですので、新年度については、やはり今、申し上げた基礎額を積み上げた中で、これぐらいの役員会、それから業務が出てくるだろうという話になろうかと思ひませ。

2点目になります。県との協議の中ですけれども、確かに当初は2,000万円という返済の予定というのがあった中、今は1,000万円に変更されているのが実情です。今、県の中では、この1,000万円をどこまで伸ばせるかという議論しかちょっとできないと思ひませ。当然、急に2,000万円に伸ばすこともこの経営状況の中では無理ですし、ただし、これが先ほども申し上げた令和七、八年ですね、そここのところに再協議が出てきませるので、そこまではある程度の結論が必要だろうと思ひませ。

ただ、耐用年数が当然あの建物にはある話になりますので、これについては県からの高度化資金の借入れとは全く別の問題になりますので、そこはそこでまたもう一つ新しい議論がどうしても、ほかのテナントさんも含めた中で議論しなければいけないと感じておひませ。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 要するにこれは、役員報酬については総額だということですが、そういった今回の決算を踏まえて予算では報酬がアップされているわけですね。そういう点では、どういった考え方でそういう形になるのか、ひとつお聞きしておひませ。

もう一点が、耐用年数という話をしたら別の話だということでもありますけれども、4億9,000万円で1,000万円ずつ返すと49年かかります。どういう指導を得ていますかということを知っているわけでもあります。テナントが入ればいいとかそういう話も分かりますけれども、実質的に今回でいけばマイナスの決算になっているわけでもありますので、そういった部分にも非常に影響してくるのかという気がします。もう一回どういった——第三セクターというのは最終的には株主が、あるいはこうなると市の責任という話になっていくのが普通の第三セクターの話でありますけれども、その辺もう少し詳しく説明をいただきたいと思えます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、報酬の件です。2ページを見ていただくと、役員報酬の額は次のとおり、111万円以内とするという形になっておりますので、定款で決まっているのが111万円以内です。ですので、最大でやったときにここまで支出されてオーケーだという話だと思います。

それから、県からの指導ということですがけれども、実際、指導のほうは早く返してくださいというのは当然。あとは安定的にどういう経営ができるかという中で、それを十分に検討していただきたいという話はずっといただいています。ただ、具体的に県のほうからは、あの建物は耐用年数等もかなり進んでいる中で、当然これから大規模の改修等の懸念もあるわけですがけれども、そここのところについて県からこうしてくださいというその指導はなくて、経営についての指導というのは安定的に当然収益も上げる、もしくは——具体的な話をすると、行政からある程度でこ入れも検討してくださいという話についてはされております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第17号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 日程第11、第18号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 引き続きまして、第18号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。この報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき書類を提出するものでございます。

それでは、第25期事業報告書をご覧ください。1ページのI. 事業の経過および当期概況ですが、アグリコアでは従来から南魚沼産を中心とした新潟県産ぶどうによる製品製造方針を堅持し、品質に配慮した生産を行っており、今期におきましても第8回サクラアワードで銀賞を受賞するなどの評価をいただいております。

一方、外販部門、売店部門では、昨年より続く新型コロナウイルス感染症の影響により人の往来が制限されたことで、引き続きイベントの中止や観光バスの受入れなどがなかったことから、売上高は前期より更に減少いたしました。レストラン部門においても、少しでも売上げを確保するため、店舗内飲食のみでなくテイクアウト販売などにも取り組みましたが、外販や売店部門同様、大きな売上げ減となりました。

そのため、売上高につきましては、製品売上高 5,911 万円、前期比 79.4%、売店売上高が 1,908 万円、前期比 43.4%、レストラン売上高が 2,966 万円と前期比 65.6%と、全ての部門において減収となりました。全体としては、売上高 1 億 1,945 万円、前期比 65.5%となりましたが、各種補助金、助成金の収入に加え経費抑制に努めたことから当期の経常利益は 166 万円となりました。

めくっていただきまして 2 ページの 1. 営業成績及び財産の状況の推移です。今ほど説明いたしましたとおり利益決算の業績状況となっております。

次の II. 会社の概況につきましては、1、2、3とも前年と変更はありません。

3 ページ、5. 従業員の状況につきましては、記載のとおりパート及び越後ワイン株式会社からの出向者を含め 9 名となっております。6. 取締役および監査役については、記載のとおり 16 名の取締役と 1 名の監査役となっております。

めくっていただきまして 4 ページの貸借対照表ですが、表の左側、資産の部の I. 流動資産 1 億 5,605 万円は製品などのたな卸資産が主なものとなっております。前期比 1,958 万円の増となっております。II. 固定資産 6,133 万円については、減価償却の関係で前期比 493 万円の減。資産合計は 2 億 1,739 万円と、前期比で 1,466 万円の増となっております。

表の右側、負債の部、I. 流動負債 6,771 万円は、前期比で 1,660 万円の減。II. 固定負債 4,428 万円は、長期借入金の増加により前期比で 3,111 万円の増となり、結果、負債合計 1 億 1,200 万円は前期比で 1,452 万円の増となっております。

その下の純資産の部、I. 株主資本 1 億 538 万円は、前期比 13 万円の増となっております。

5 ページ、損益計算書ですが、1 ページで説明したとおり全ての部門において減収となり、売上高は 1 億 1,945 万円に対し売上原価が 7,105 万円となり、売上総利益は前期比 2,614 万円減の 4,839 万円となりました。この売上総利益から販売費及び一般管理費を引いて、前期比 554 万円減の 105 万円の営業損失となりました。営業外収益は 763 万円でありましたので、営業外費用を差し引いた経常利益は、前期比 128 万円減の 166 万円となりました。

この経常利益から法人税などを差し引いた当期の純利益は、前期より 105 万円ほど減少したものの、109 万円となり黒字経営を続けております。

6 ページの株主資本等変動計算書は記載のとおりで、2 ページの株式の状況及び 4 ページの貸借対照表でも説明いたしましたとおり、純資産の合計額は前期より 13 万円増の 1 億 538 万円となっております。

続いて、第 26 期事業計画書及び予算書をご覧ください。1 ページから 2 ページにかけて第 26 期の取組方針が記載されております。南魚沼産を中心とした県産ぶどう 100%の製造方針

を継続していますが、県内産ぶどうが不足していることから、より付加価値の高い商品作りを進めることとしております。

また、外販・売店・レストランの各部門においてもそれぞれ記載のとおりですが、コロナ禍の影響により当面団体客が見込めないため、通販サイトの強化など個人向けの販売に力を入れていくこととしております。

めくっていただきまして2ページ(4) レストラン部門についても、コロナ禍にあってもお客様に安心して利用いただけるよう、感染対策を徹底し、認証制度の取得を進めることとしております。

3ページの第26期予算書ですが、第25期決算額との比較表となっています。売上高は19.7%増の1億4,300万円を見込んでおります。売上原価は仕入れや製造原価で8,500万円、売上総利益は19.9%増の5,800万円を見込んでおります。人件費や水道光熱費などの販売費及び一般管理費が5,660万円で、営業利益は140万円を見込み、経常利益は60万円となっています。

第26期の純利益は、前期の決算比119万円減のマイナス10万円、純損失になりますけれども、それを見込んでおります。

以上、第18号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと、私が聞き漏らしたのではないと思っておりますけれども、3ページの借入残高の件です。昨年に比べますと倍以上ということに、ちょっと額が2,700万円ぐらい増えているのですけれども、単純に運転資金とか特別な事情があったとか、いろいろあると思うのです。そこだけもうちょっと補足説明をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 長期借入金が増えた理由ですけれども、この新型コロナウイルス感染症の状況の中で、やはり新型コロナウイルス感染症の関係の融資を受けていらっしゃいます。借入額については4,000万円になります。ただ、その中で経費等を削減し、経営努力をした中で逆に流動資産になりますけれども、残った金額については現金及び預金のほうに積み増しが出ているという状況になっております。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 アグリコアは、旧大和町の農業の6次産業化ということで、非常に大事な第三セクターと言われておりますけれども、毎年、聞いております、ぶどうの部分ですね。まず、ぶどうの買上げ価格は幾らであったか。それから市内産のぶどうの使用割合は何%であったのか。一番大事になるのが、ぶどう農家の収入というのは幾らであったのかということ。

それから、損益計算書の中で、雑損失が373万円出ておりますけれども、これは一体何で

あったのか。

以上、4点をお願いします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 1点目から3点目までについて、私のほうからお答えさせていただきます。

最初の買入れ価格の関係ですが、こちらは品種や糖度によって差がございますけれども、1キログラム当たり単価190円から385円、平均しますと250円になります。

それから、生産者の平均収入ですが、10アール当たり10万円から35万円、平均で25万円ということになります。

それと、市内産の割合ですけれども、令和2年度につきましては、83.2%となっております。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 損益計算書の雑損失がかなり大きく増えている原因ですけれども、今回、新型コロナウイルス感染症蔓延の関係で、その行からちょっと上になりますけれども、営業外収益の補助金収入というのがかなり大きく増えていると思います。697万円ほどあるのですけれども、この内容というのが例えば持続化給付金であったり、それからあそこというのは資産を一部借りていますので、その家賃に対する家賃補助が国から出ていたりします。その中で一番大きいのが、休業したことによる雇用調整助成金です。そちらのほうの収入が366万円ほどございます。それに対しまして雑損失ですけれども、こちらのほうはほとんど360万円以上が帰休手当とありますけれども、雇用調整助成金で休んでいる間、そこに対しての補償が出ているという形になっています。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 農林課長のほうからぶどうの買入れ価格、使用割合、農家収入を聞かされましたけれども、非常にぶどう農家にとって厳しい状況であったと思っております。これを考えて来年度、令和3年度になります。ぶどうのほうの栽培等から撤退しようというような動きというのはあるのかどうか。ちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 説明のほうでも申し上げましたけれども、非常にぶどう農家さんが高齢化しておりまして、かなり担い手というのは確保が難しいという中であって、市内産のぶどうはやはり減少していかざるを得ないというところだろうと思います。ですので、聞き取った内容としましては、もうそのところだけをこだわっていると、非常にやはり当然確保ができないという話になります。そこは当然、次の順序としては県内産、それから国内産という形で、最低限の量を作らないとこちらの免許、許可に関わる場所がありますので、そのところはどうしても時代の流れとしてはしょうがないのではないかとこの考え方は、聞き取りの中ではいただいております。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私も補助金と……それを聞きたくていたのですけれども、雇用調整助成金というのがかなりということですが、要するにそれは休んでもらったり、あるいは時短をしたり、そうした結果が補助金としてくるということだと思ふのです。そうした中で今度予算が、売上げが 2,400 万円ぐらい上がる計画になっていますよね。もう既に半年近くになるわけですが、4 月からだと、5 か月過ぎるわけがあります。マイナスの予算組みではありますけれども、現実にはもっと厳しいのではないかという気が私はするのです。要するに、去年の状況よりも今年の状況のほうが悪いのではないかというような感じがしているのですけれども、その点どういった見通しを立てているのかお聞きします。

あわせて、増資の段階でも私は申しあげましたけれども、要するにこれは第三セクターであって、農協と市が過半数以上の株を持っていると。こういう状況でありますので、そしてまたこれから維持管理費等、大規模改修等が出ていくやに私は話をしたつもりですけれども、そういったのを見越した中で、資金繰り等も大変な事態が来るのではないかと思っています。その点の見通しをお聞きいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、予算のほうです。売上げが従前とは落ちているとはいえ、旧年度の決算よりは上がっているという話かと思ひますけれども、確かにそのとおりです。これは 3 月までの決算の中で、次年度、経営していく中で当期純利益というのをそれでもマイナスを見込んで、かなり経費削減等もあるし、当然今、抱えている資産というのが、かなり商品としてもあるわけですね。希望的な部分を持った中というのはちょっと厳しい言い方とは思ふのですけれども、その中で目標としては売上げを上げなければいけないというところで考えていらっしやったと思ひます。

ただ、ここまで来た中でこの 3 月の段階で——当然ワクチン接種とかいろいろな状況がありますけれども——そういう中で、もう少しお客さんとか、あと販路の売り方とか、そういうところでやはり売上げは伸びるのではないかという希望的な部分もあったと思ひます。なので、ここで直すという形で、ただ、予算の構成をかけるにしても、それはなかなかできない話ですので、この中で一応これを目標値とすることだろうと思ひます。

2 つ目ですけれども、第三セクターですので出資は当然、市、JA もしていますけれども、やはりここも独立した会社という形でかなり自分たちでしっかりした経営をされています。この後、建物、償却資産、構築物等、大規模な修繕とかが当然出てくると思ひます。その中で順次、投資についてはまた借入れを行うですとか、増資するとかについて、今の段階ではまだ私どものほうには話は来ていませんけれども、やはりその中ではしっかり議論がされていくことになろうかと思ひます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 18 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 日程第 12、第 19 号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 19 号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についてご説明を申し上げます。

本報告も地方自治法第 221 条第 3 項で定めます出資法人であり、市の出資比率が 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満のため、その経営状況を説明する書類を作成し議会に報告するものであります。

まず、第 4 期事業報告書及び決算報告書をご覧ください。まちづくり推進機構につきましては、第 1 期、第 2 期と大変不祥事が続きまして、市議会の皆様にもご心労をおかけしたところでありますけれども、第 4 期につきましては、第 3 期に引き続き精力的に事業を推進また開拓をしてきたところであります。

1 ページ、主な活動内容であります。A の基本運営事業、①理事会運営でありますけれども、理事会の開催状況です。コロナ禍でおおむね 2 か月に 1 回の開催となりました。めくっていただいて 2 ページ、社員総会は書面開催でありました。

3 ページ、B の移住推進事業、①移住相談であります。オーダーメイド型の個人相談を実施しまして、表の 1 段目、移住検討者個別相談では、実績欄の 2 行目、令和 2 年度新規の相談件数が 33 件、令和元年度は 19 件でありました。その下、移住済みが 12 件、現在の相談数が 34 件であります。これは増加傾向にあると考えております。

めくっていただいて 4 ページ、②地元企業の欲する人材調査では、移住相談者の就業相談 15 件を手がけました。うち 8 件で実際の就業が成立しております。

③視察・研修では、コロナ禍でこれはオンライン会議がほとんどとなりました。

④住居・店舗マッチングでは、移住検討者向けに住居、店舗の不動産情報をウェブサイトで発信し、69 件を実際に紹介しました。

5 ページのほう、C の市内産業活性化事業であります。①市内企業活性化では、コロナ禍で外出自粛が続く中、飲食店のテイクアウト情報、これは 77 店舗分を発信しまして、社会福祉協議会と連携して生活困窮世帯の支援として情報提供を行いました。

②労働者の確保では、ウェブページ、企業・就職情報まとめを作成しまして、昨年度に続いて動画による企業紹介を行ったところであります。また、八海高校の企業見学を実施し、8 社を訪問いたしました。

めくって 6 ページであります。上の表であります。同じく八海高校の企業説明会、それか

ら石打小学校の職場見学ということで、市内の事業所の魅力発信を行ったところであります。

その下、Dのふるさと納税事業。①関連書類の発行でありますけれども、JTBにこれまで委託しておりました書類の発行を、令和2年度から受託して行っている。

②ポータルサイトでの申込みができない方に対しては、カタログを送付している。

それから③スキルシェア事業では、発送業務の一部を授産施設でありますとか、あるいは子育て世代の内職などに振り向けまして、微力ではあります但し市内の就業支援の一助ということを考えております。

④まちづくり事業でありますけれども、7ページのほうになります。表の1段目、ふるさと応援隊に特産品のギフトを送るという事業を行っております。これは、ふるさと応援隊に對しましたアンケート調査を行っております、その回答者の中から抽選で40人ぐらいですけれども、南魚沼市の特産品——これは中身はその都度、変えております。2,000円相当分ですけれども、詰め合わせで送っているということでもあります。合計143件を発送いたしました。これはもらった人から非常にストレートな反響がございまして、ふるさと応援隊との重要なかけ橋になっていると考えております。

2段目は、市内12地区のふるさと返礼品サポートを行いました。実績としましては10件でありましたけれども、今後の増加を目指したいと考えております。

Eの首都圏交流事業。これは、コロナ禍で成人式が延期されたことからいずれも中止しております。

Fのおもいやりタクシー事業。これは、ふるさと納税の返礼品に加えたものでありますけれども、今期は3件でありました。これも今後の普及を目指したいと思っております。

Gの起業家育成支援事業は、松井基金関連の事業でありまして、南魚沼市チャレンジ支援事業補助金の審査会の開催を受託したものであります。

8ページ、9ページのほうは、高校生の職場体験の実績報告書であります。お読み取りをいただきたい。10ページは、石打小学校の職場見学。それから11ページは、ならいごとPARKの実績報告。めくって12ページは、松井基金のチャレンジ支援事業補助金審査会の開催業務の実績報告であります。

13ページ以降、決算報告書となっております。14ページは、貸借対照表でありまして流動資産合計834万円、前年度比314万円の増であります。南魚沼市に対する売上債権の増によるものであります。固定資産合計10万円で、7万円の減であります。これは減価償却の減であります。資産合計844万円、流動負債合計263万円、正味財産合計581万円で、負債及び正味財産合計で844万円、306万円の増となっております。

15ページからが損益計算書です。15ページの上段から一番右の列でありますけれども、経常収益計が3,284万円で、1,285万円の増であります。経常支出の事業費のうち人件費の合計1,149万円は、143万円の増。事務費の合計420万円、活動費の合計は95万円、事業経費の合計は1,410万円、経常支出合計3,075万円で、1,124万円の増となっております。

16ページ、次期繰越正味財産額が276万円で、154万円の増となっております。

18 ページは財産目録、19 ページはキャッシュ・フロー計算書でありまして、20 ページは監査報告ということになっております。

続きまして、第5期の事業計画及び収支計算書であります。1 ページの大きな1、基本的な考え方であります。第4期を引き継ぎながら、雪をはじめとした地域資源を活用した南魚沼市のブランド化をメインテーマに事業を推進します。

大きな2、事業の概要であります。2 ページをめくってください。2の移住定住推進事業から、めくっていただいて5ページになりますけれども、8のおもいやりタクシー事業まで、第5期の事業メニューが記載されておりますけれども、この中でメインとなる事業が、4ページでございます。4ページの5番目のリモートワーク推進事業、それから6番目の起業家育成支援事業、この2つがメイン事業ということになります。

6 ページ、7 ページが収支予算書であります。収入の部、ふるさと納税事業が証明書発行委託料の増などで758 万円の増となっております。その下、南魚沼市ブランド化事業が新規の計上でありまして、253 万円の増。その下、リモートワーク推進事業がこれも新規で330 万円の増。その下、起業家育成支援事業が1,986 万円の増であります。収入の部合計で2,167 万円の増となります。

支出の部の給料手当が697 万円の増、倍増となっておりますけれども、正職員が2人、パート職員が1人、計3人増員する予定であります。

以上で、第19号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

1 番・大平剛君。

○大平 剛君 1点ほど聞かせていただきたいと思っております。ふるさと納税のおもいやりタクシー事業ですが、あまり申込者がいなかったということです。これはふるさと納税に関して例えば市内出身者がどのくらいふるさと納税を今してくれているかとか、そういったデータは、まちづくり推進機構さんにお渡ししてそういうことをやっていらっしゃるのか。そこだけちょっと確認させてもらいたいと思っております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 残念ながら、市内出身者がどれだけ寄附してくださっているかということについては、ちょっと調べが届いておりませんので、そういうデータもございません。

以上です。

○議 長 1 番・大平剛君。

○大平 剛君 事業自体は大変いいことだと思うし、私もこういうのをやってもらいたいというのがあるのですが、やはりここの市内に家族がいらっしゃらないとか、正直な話、返礼品目当てという方が結構多いと思うので、そのところをちゃんとどのくらい本当にふるさとに納めたいという人たちの割合が分からないと、こういうことをせっかくやっても、それほど効果が出ないのではないかと、こういうことがありますので、もうちょっとそこら辺のやつを調べてデータを提供しないと、無駄な事業になってしまうかなという思いがあります。

けれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 効率的に返礼品を増やすという考えに立ちますと、かなり調査してポイント的にその人たちにお知らせするというのが効果的ではあると思いますが、始まってまだ間もないところもありますし、こういうものってあれでしょうか、ロコミとか情報交換の中で広がっていくという点もあろうかと思えます。

我々としては、静かにこれが広がっていってくればというつもりでおります。圧倒的に多いのは、やはり返礼品を考えての寄附が多いわけでありまして、この地でご両親がいらっしゃるとか、高齢者がいらっしゃるといの方が、そのために寄附して下さる。何%ぐらいいらっしゃるのか。ただ、いらっしゃるのです。必ずいらっしゃるのです。そういう方々には、きちんとそういうことをお伝えしながら、少しでも広げていきたいと思っております。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 分かりました。それだったらやはり市内出身者に情報が届くようなシステムをつくるのか、もしくはあえてふるさと納税の原点に立ち返って、我々の地区を応援してもらいたいということで、例えば一般の人でも、特定の家族にということではなくて、例えば南魚沼市のためにちょっと何かしてやりたいという人が、こういうのをしたら必要とするところに届くとかという、そういうシステムをつくっていけばもっと本当の善意でやってくれる方もいるかと思えますので、そういうこともちょっと考えていかれたらどうかと思えますのでよろしくお願いします。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 貸借対照表のほうで現金・預金が32万円、前年度よりちょっと減っている。そして売掛金が784万円で、前年より300万円ちょっと増えているということでありませう。お金のことに関していけば、初代の代表でしたかの方の食糧費はどうだとか、通信費はどうだというので、いろいろと市が請求するのか機構が請求するのか分からないが、請求しているがなかなか払っていただけない。そういうお金があったわけですがけれども、それは結局この貸借対照表の中でどういう扱いになっているのかお聞きしたい。

それから、損益計算書を見ますと、市からの受託ですよね。受託事業費が3,165万円。支出を見れば人件費が1,149万円、そして外注の事業費が1,384万円ですから、5年間の地方創生が終わったときに、この機構を残すといったときに申し上げましたけれども、内容を見ればこれはもうU&Iときめき課直営でやっていく事業ではないのか。そういうところが、ますますはっきりしてきたのではないですか、と思えます。

1番議員の質問に対しても総務部長が答えていますけれども、タクシー券のどうのこうのについても、民間の発想でそういう事業をやるのだということによってこういう機構を残したのでしょう。だけれども、答弁を、細かなところまで総務部長がやるということになると、市のほうの発想でやっているということですから、そうすると損益計算書を見れば、やはりこういう事業については機構ではなくてU&Iときめき課の直営でやるべきだと。そういうふう

な判断をされたのではないですか。ちょっとお伺いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第1点目の返還がなされていない部分である金額であります。貸借対照表の中の未収収益という欄で12万7,980円という金額が載っております。これがその分であります。何とか解消したいということで交渉しておりますけれども、なかなか入ってこないというのが現状であります。

それから、直営でやるべき仕事なのかどうかということでもありますけれども、我々としてはもっと行政の枠を離れて、それこそ民間と互角に渡り合えるといいますか、あるいは営利、行政では一番、不得手であります営利の面をきちんと踏まえて成り立つ事業というものを、自分でつくっていく。これから松井基金の関係も入ってくるわけですが、私はこういう視点がどうしても必要になる。行政の直営でやっていく中では、制限が大き過ぎるわけです。私どもとしましては、まだまだ途中ではありますけれども、一つこういった枠を外した中で、自由に動けるような体制。人員的にもまだ十分ではありません。もう少し人員をきちんとそろえた中で、もっと大きな活躍をしていただきたい。我々としてはその期待を持ってこの事業、機構に取り組んでいるところであります。ご理解をぜひ賜りたい。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 未収金の12万円ということでもあります。そうするとこの貸借対照表の売掛金です。前年度よりも330万円ほど増えているわけですが、これはまたどうしたことかということをお聞かせ願いたい。

それから、総務部長が言ったように、民間の知恵を利用してとありますけれども、いろいろなアイデア云々といっても、ほぼU&Iときめき課で発想できるようなものでしかないように私は思うのです。ですので、ここは見解の相違といえれば相違なのだけでも、もうちょっとそれを直営でやるべきかどうかということ、もっと厳密に考えるべきではないかと私は思っていますが。

○議 長 寺口議員、個人の意見を述べる場ではありませんので、その辺を踏まえて質問願いたいと思います。

総務部長。

○総務部長 1点目の売掛金が325万円ぐらい増えているという関係ですが、これも中で説明を申し上げました、ふるさと納税の書類の発送業務等が、ふるさと納税がもう倍額になりましたので、したがって件数も倍以上になったわけです。それらの引受金が増えたものと考えております。この見解の相違はあろうかと思ひますし、もう少し我々も具体的な大きな成果として、この機構の成果を示したいところであります。

ただ、やっておりますと、やはり個別具体的な事業者あるいは業者さんと、本当に膝を突き詰めて仲間として仕事をしていくという姿勢が、どうしても求められる。我々の行政の中では、なかなかそこまで踏み込めないということを、本当に痛感しているところであります。

これから本当に踏み込んだ地域の活性化、あるいは起業、育成を図っていくためには、ど

うしてもこういった機構、自由に動ける民間に軸足を置いた組織が必要であると痛感しているところでありまして、ぜひとも見守っていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 3 点お伺いいたします。まず報告のほうで 4 ページ、移住検討者からの就業相談 15 件のうち 8 件が就業ということですがけれども、これは移住して就業した人の数なのか。そして、どういうところに就業したのかが分かったら教えていただきたい。

その前段に、非常にこのまちづくり推進機構は難しい仕事をやっているわけなので、これから今のものを含めて質問することは、大変成果が見えづらいところですがけれども、ちょっと期待していますのでお聞かせいただきたいと思います。

4 ページの一番下のほうにも、空き家等の物件の紹介がありますけれども、ここに数値が出ています。調査、相談を受けたのでしょうか、このうちどのぐらい成立してといたしますか、というような実績をお聞かせいただきたいというのが 2 点目です。

もう一点が、今度は計画のほうですがけれども、私は前々から言っていますように、この事業を民間の発想で、民間活力を導入しながらということで、ある面、ずっと発言の中で言っていますけれども非常に期待しているわけですがけれども、なかなか成果が出てこない。その中でも総務部長がメインでしているというリモート推進事業。この辺りは、いよいよこれが本当に実際にやれるようであれば、これこそまちづくり推進機構に期待しているところだと、私は個人的には思いがあるのです。ただ、総務部長も心配していますように人員が 3 人体制。そして、いろいろな調査等もするようですし、ニーズ調査もするようですので、果たして今、リモートワークとかワーケーションがはやりだからといって飛びつくのはいいのだけれども、実際にこの文言のとおり推進できる体制ということが組めているのかということ。3 点お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 移住定住の数字でありますけれども、これは移住した方に対しての就業です。就業先につきましては、ちょっと調べてご報告させていただきたい。

次の空き家の成立の物件です。こちらちょっと調べないと分かりませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

リモート推進事業ですがけれども、私も今の状態、コロナ禍の中でのニーズは非常に高いだろうと思います。これが来年度以降——必ずこれは解消してもらわないと困るわけですがけれども、そうなったときにどの程度のニーズが残るのかということは、我々もちょっと未知数ではあります。

ただ、一旦それが可能であると分かった以上は、そのほうが営業としては、会社の経営としては、利益を生むのだという反省点を多くの会社はなされたはずではないかと思えます。大きな会社を抱えて物件費を払っているよりは、リモートで会社を運営したほうが有益であるという会社は大変多くあるのではないかと。また、働き方についても大きく変革が叫ばれて

いる中でありますので、決して需要そのものは私はなくならないだろうと思います。

また、この南魚沼市というところが立地的にも非常に首都圏に近い。全く違う気候を持っているという、この点の利点、あるいは珍しさ、アピール度ですよね。これは生かすべきであらうと思っております。

ぜひ、これは体制を大きくつくり変えて強化した中で、機構のほうから推進してもらいたいということで、もう今年からでありますけれども、少し慣れた方、別の会社にいた方も引き込みまして、人員体制を強化した中で、事業に取り組んでいるということでございます。我々も期待しているところであります。

以上です。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 個人的意見を言うなということですがけれども、前向きなことなのでちょっと話をさせていただきますと、今、総務部長がおっしゃったとおりでと思うのです。ただ、先ほど言いましたようにリモートワークとかワーケーションが、今、コロナ禍の中で可能性があるとかブームだとか、そういう状況でありますけれども、新型コロナウイルス感染症が終われば、多分またある程度、元の形に戻ってしまうと思うのです。

そういう点、今、部長がおっしゃったように、この地域の利点とかいろいろな面を土台にして、そうしてビジョンを立てて進めることが、実際このブームに乗るわけではない、新しい雇用を生んだり、産業を生んだりするということだと思えます。松井基金の関係もありますので、小分けにして使ってしまうのではなくて、こういうところに計画的に使っていただくことも期待しまして、ちょっと個人の意見になってしまいましたけれども終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 19 号報告 一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構の経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 2 時 40 分といたします。

〔午後 2 時 25 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 40 分〕

○議 長 ここで、先ほど議席番号 14 番・佐藤剛君に対し保留していた答弁について、総務部長より発言を求められておりますのでこれを許します。

総務部長。

○総務部長 答弁保留いたしました件であります。まちづくり推進機構の実績であります。地元企業の欲する人材調査という中で、移住検討者からの就業相談 15 件のうち就業件数が 8 件。その 8 件の大まかな内容でございます。建設業が 3 人、食品サービス業が 2 人、医療関係が 1 人、観光サービスが 1 人、交通産業が 1 人というような内訳になっております。

それから、住居・店舗マッチングであります。物件を紹介した件数が69件でありますけれども、実際に契約が成立した件数は12件でございます。

以上でございます。

○議 長 日程第13、第20号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第20号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。この報告につきましても地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき書類を提出するものでございます。

それでは、令和2年度一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社事業報告書をご覧ください。

1ページ、第1 実施事業概要でございます。定款に掲げる目的に沿った中で、例年は幾つかの自主事業や共催事業を通じて、地域貢献並びに安定した運営に取り組んでまいりましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの蔓延によりほとんどの事業やイベントが中止になったことに加え、緊急事態宣言の度重なる発出などにより施設の休止などを余儀なくされたことから、過去にない利用人数の減となりました。

中段、第2 各事業報告です。Ⅰの公益目的支出事業は、平成25年4月の一般財団法人移行に伴い、旧法人から引き継いだ公益目的財産を県知事が認可した、公益目的支出計画に基づき計画的に執行するもので、新型コロナウイルス感染症の影響下でありましたので可能な範囲で、ダム周辺の美化活動や地域の活性化を図るためのイベントを行いました。具体的な内容は、(1)の実施事業の表に記載してございます。

めくっていただきまして2ページ、その内容についての詳細説明となりますが、②五十沢小学校花の丘事業や③三国川ダム景観事業プランター花植えは、新型コロナウイルス感染症予防の見地から極力小学生の参加やボランティアの募集は行わず、規模を縮小した中で花壇やプランターの花植えと設置を行い、ダム周辺の美化活動を行いました。

しかし、例年、森と湖に親しむ旬間、7月21日から7月31日になってはいますが、これに合わせて開催していましたが、④のしゃくなげ湖まつりやJFA全日本フリスビードッグ選手権、それから第6回グルメライドをはじめとする自転車競技やイベントは、軒並み中止となりました。

その下段から3ページにかけて、Ⅱ. 収益事業の1. 食堂・売店事業ですが、昨年に引き続き観光センターの食堂・売店の営業は、新型コロナウイルス感染拡大のためゴールデンウィーク以降、営業を自粛し、5月30日より営業を再開しました。しかし、長引く移動自粛により利用者は1,906人、対前年比54%にとどまりました。

その下、3ページ中段から4ページにわたりますが、2. 指定管理事業として、しゃくなげ観光センター、わらびの運動公園、十字峡登山センターの各施設の管理運営を行っております。わらびの運動公園については、管理棟屋根が12月の大雪により破損しましたが、保険

対応により修繕を行っております。登山センターは十分な水源が確保できないことから、食堂・売店は営業できなかったものの、登山客のために2階宿泊場所は避難所、仮眠所として、そしてトイレを開放しました。いずれも、施設・設備の老朽化に伴う計画的な修理が課題となっております。

4ページ中段、3. キャンプ場収益事業の、(1) しゃくなげ湖オートキャンプ場は、飲料水の確保ができないため営業しませんでした。(2) わらびのオートキャンプ場・バンガロー・多目的グラウンドは、例年ゴールデンウィークから稼働している施設ですが、今年度は5月30日から営業を開始しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者は対前年比58.4%の2,441人と大きく減少しました。

次に、5ページ、4. 受託事業は、観光センター敷地内に以前より地震観測装置があり、公益財団法人地震予知総合研究振興会より周辺の草刈りなど管理を任されていたものを、会計事務所からの指導により事業報告において受託事業として報告したものです。

ただし、毎年契約書を交わしているものではなく、収入額も少額、年2万4,200円程度であることから、決算においては昨年通り雑収益で仕訳をしております。

その下、第3の法人運営については記載のとおり、理事会、評議員会を開催しています。

次に、令和2年度決算報告書をご覧ください。2ページ正味財産増減計算書の1の経常増減の部の(1) 経常収益計は、当年度1,444万円で、前年度比101%で15万円ほどの増額となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により事業収益は大きく減少したものの、雑収益として国の持続化給付金や、市からの経営支援給付金及び減収補填金、また先ほど触れた地震観測施設の管理収入などが約340万円あったことによるものです。

その下の(2) 経常費用ですが、一般財団法人へ移行した平成25年度から食堂・売店、キャンプ場、指定管理事業などの事業費と、法人運営のための管理費に分けて、役員報酬や賃金などはそれぞれの事業従事割合により案分して経理をさせていただいております。

3ページの表の中ほど、経常費用計は1,488万円となっており、前年度比88.2%で198万円ほどの減額となりました。

当期一般正味財産増減額は、51万円の減少となりましたが、経常費用支出を抑制したことにより、昨年度より213万円の低減という形になりました。結果、下から2行目の当期末の正味財産期末残高は3,725万円となりました。今後も、経費の削減を進めながら収入の確保に向けた検討を行うこととしております。

めくっていただきまして5ページが監査報告書の写しです。

続いて、令和3年度の事業計画及び収支予算書の1ページをご覧ください。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中ではありますが、優れたサービスの提供に努めた公社の経営改革に積極的に取り組み、長期的な安心、安全な事業運営を図ることなどを基本方針にしております。

2ページから3ページ中ほどまでは、公益目的支出事業でございます。(1) 観光啓発事業としましては、計画に載っていても既に中止となった事業もありますが、活力ある地域づく

り、地域観光の振興と発展のため、感染防止対策に努めながら三国川ダム景観形成事業としての花植え活動や、南魚沼サイクルフェスタなどのイベントを継続して行うこととしております。

その下、中断からの収益事業、(1) 食堂・売店事業につきましては、感染防止対策に努めながら、経費の削減、メニューの改善などを行ってまいります。

めくっていただきまして4ページ、(2) 指定管理事業基本方針では、市民の健康と保養の増進、地域観光の振興と発展などのために、それぞれの施設の管理運営を適正に行うとともに、施設の老朽化に対応するため、必要な修理の検討と実行を行うこととしております。

4ページ最下段から5ページにかけての(3) キャンプ場運営事業基本方針では、しゃくなげ湖オートキャンプ場の水源確保ができず、引き続き休止していることから、わらびの運動公園の施設の拡充と利用促進を図ります。

(4) 受託事業は、事業報告同様、観光センター敷地内の地震観測装置周辺の管理となっております。

めくっていただきまして7ページ、令和3年度収支予算につきましては、収入支出各1,570万円の予算で、昨年度比78万円の減となっております。

以上で、第20号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ声あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第20号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 日程第14、第21号報告 専決処分した事件の承認について（自動車損害賠償の和解について）を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第21号報告 専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

本件は、令和3年2月7日であります。南魚沼市役所本庁舎構内で発生しました、公用車両事故における和解並びに損害賠償の決定につきまして、専決処分とさせていただいたものであります。地方自治法第179条第3項によりまして、議会の承認をお願いするものでございます。

3ページの専決処分書をご覧いただきたいと思っております。まず1番目、事故の概要であります。本件は公用の除雪車——ロータリー除雪車です。これが市役所本庁舎構内の除雪作業中に、シュートの操作を誤りまして、投雪中の雪——飛んでいった雪——が駐車中の相手方の車両のボンネットに直撃しまして、それが大きくへこんだ損傷を与えたというものであります。

駐車場の中に大きな雪の山ができておりました。今年の冬は非常に雪が多かったために大きな山になっておまして、それも放っておきますと危険ですので、それを少しでも削ろうということで、ロータリー除雪車直営で市の職員が削っていたわけでありまして、ぐるっとそれを回すときにちょっと操作を間違えたのです。駐車場の中に止まっていた車を直撃してしまったという事故でございます。

幸い人的な被害はありませんでしたが、当方の100%の過失でありました。損害賠償額も比較的大きいということで、損害賠償金の支払い遅延により相手方に一方的な不利益が発生することを防ぐという意味でございます。迅速な示談と支払い手続を行いたいということから、6月18日付で専決処分とさせていただいたものであります。

2番目、和解及び損害賠償の相手方は、市内在住の男性であります。3番目、損害の額は、59万1,376円。事故の責任割合は、市が100%。5番目、和解の要旨でありますけれども、市が相手方に損害金を支払うことで和解しまして、以後、一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

なお、本件の賠償額及び車両の損害につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しております。さらに職員への注意喚起を徹底しまして、作業中の事故防止に努めてまいります。

説明は、以上であります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 事故詳細は分かりました。少し気になるのが、2月7日のどの時間帯に行われていたのか。もし、これが車でなかったらということを考えると、日中の作業だったらちょっとぞっとするという感じですけども、実際、何時ぐらいだったのでしょうか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 作業につきましては、早朝から始めていまして、一応この事故があったのが大体朝の9時頃でした。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 今、時間帯が9時だったということで、少し知りたいのは、駐車していたのが夜通しなのか。本当に早朝に来て市役所に用事があったものなのか。もし、どこか車を停めて放置していたのであれば、それに対する責任というものも市が負わなければいけないのか。この辺りだけちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 部長の説明があったように、駐車場の山が非常に多いところを見ながら、これはもう駐車場確保のために除雪をしようということで、前日の夕方から車がなくなると、パイロン——セイフティコーンですか——を置いて確保していくのですが、当日、朝やると

きにこの1台だけがちょっと残っていたということで、当然、作業にあたっては誘導する者とかがいて十分注意しているのですが、ちょっと1台だけ残っていたということでありました。

雪が非常に多い冬期でありますので、夜通し停めるということが、恐らくこの冬期間がほとんどまざるのが実情ですが、そんな状況でした。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけ聞かせていただきたいと思います。この事故ですけれども、2月7日に発生したとありまして、恐らく専決処分をしたのが6月18日ということですがけれども、4か月ぐらいそれまでにかかっているわけで、何か普段より結構時間が、和解までに時間がかかったという印象を受けるのですけれども、何らかの問題があったのでしょうか。その点をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 この間につきまして、保険会社さんのほうに事務、交渉といいますか、進めていただいているところですが、事故発生から実際に被害に遭われた方が、その車を処分—廃車にするのか、直すのか、その辺で多少時間を要していて、実際に直そうとなったのが3月、1か月以上たった3月の下旬ぐらいからでした。そこから修理となっています。処分するのか、修理するのかの決定が遅くなったということで、そこからの修理と代車の分の発生ということで、ちょっと解決までに時間がかかったというところであります。

以上です。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私も時間がかかっていると思ったのですが、実際の車両の損害額と、今、代車代とかと言っていますけれども、そういった—要するにどの程度の事故だったのかというところが一番問題かなと。そしてまたそれが新車であったかどうかという辺りも、事故車になると困るとかそういう問題かなと感じたのですけれども、その点は実際、車両自体の損害は幾らだったのか。その辺をひとつもう一回、お聞きしておきたいと思います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 お答えいたします。実際、新車だったかどうかというところまでは把握していないところであります。先ほど言ったように、投雪した雪がボンネットのほうにボンと落ちてしまいましたので、車両の修理代はほとんどボンネット、バンパー、それからカール、前のほうの部品がほぼ全損ということで、その部分がおおよそ30万円ほどとなっております。残り、代車のリース代ということで修理の期間中の部分、車両を引き上げる代金とか、そういったのも合わせまして30万円ぐらいということで、合わせてこの示談の額となっております。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君　　こういうような事故というか市に過失があるものは、車にしろ、屋根雪にしろ、こうやって出てきて専決を行うということになっているわけです。決算議会なので、できれば資料で、うちがどういうことを何年度、こういう事故があったというのを資料的に出して今後いただきたいと思うのと。

例えばうちが今度 100、ゼロ。市が悪くなくて向こうが 100 の場合というのも把握はしていると思うのですが、そういったような事故に関する事とか過失に関する事が分かれば資料でもらえると、専決は議会のたびに出てくるのですが、分かりやすいかと思うのですが、その点について答弁願います。

○議　　長　　財政課長。

○財政課長　　当然どのような事故の状況が起きているのか、当方の過失が 100% の場合、相手方の過失が 100%、または過失割合によるもの、いろいろ集計して把握はしております。事細かく全て出すことはなかなかちょっと難しい面もありますが、今ちょっと考えたところでは、決算の概要で載せております資料のところに、件数程度であれば表的に載せてもいいのかと考えておりますが、ちょっと検討していきたいと思えます。

以上です。

○議　　長　　20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君　　把握しているということなので、例えばうちのほうが過失が少ないなどということが割合的にぱっと今分かれば、ちょっと教えてもらいたいのではと思うのですが、

○議　　長　　ちょっとこの件からは離れていますので。

〔「はい、分かりました」と叫ぶ者あり〕

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　お諮りいたします。第 21 号報告 専決処分した事件の承認について（自動車損害賠償の和解について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 21 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議　　長　　日程第 15、第 22 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号））を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 22 号報告 令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、6 月 28 日付で専決処分といたしましたのでご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金について、4,800 万円を追加する旨の交付決定がありましたので、ワクチン接種会場の整備、また運営に係る経費として、4 款の衛生費の中の予防対策事業費に同額を追加計上したものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 4,800 万円を追加させていただいて、総額を 321 億 874 万円 3,000 円とするものです。

南魚沼市では、12 地区で実施してきました集団接種方式を終了し、7 月 5 日から市内 2 か所に設置しました常設の第 1、第 2 接種センターにおいて、64 歳以下の集団接種を本格的に実施する、その直前での追加内示でありました。まさに早急に体制強化を図る必要があるということから、専決の処分をさせていただいたものでありますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。第 22 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 22 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議長 長 日程第 16、第 73 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 73 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、概要についてご説明いたします。令和 3 年 5 月 19 日に交付された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、マイナンバーなどを定めてお

ります、いわゆる番号法が改正されました。

これまでは市が全国市区町村の地方共同法人である地方公共団体情報システム機構に委託して個人番号カードを発行するという形をとってきましたが、この法改正によりまして、機構が国と地方公共団体が共同で管理する法人に転換されることとなり、国の関与が強化されることとなりました。

これにより、機構が個人番号カードの発行主体として明確に位置づけられるとともに、機構は個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができ、その徴収事務について機構から市町村長に委託することができる旨の規定が新設されました。

この法改正に伴い、市は新たに機構と手数料の委託契約を結び、徴収事務を開始する一方で、これまで市の手数料徴収条例に定めていた個人番号カードの再交付手数料については、今回項目を削ることとなりました。結果として市民にとりましては、個人番号カードの紛失等による再交付の際には、同額の手数料がかかることには変わりがないというものになります。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。別表第 1 の 12 の項、個人番号カードの再交付について、項目を削るものです。

1 ページに戻っていただき附則であります。この条例は改正法の施行日に合わせ、令和 3 年 9 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 73 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 73 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 77 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 77 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和 3 年 9 月 1 日から施行されることに伴い、関連して行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法も改正されたということから、南魚沼市個人情報保護条例中で引用しております字句の修正及び号ずれを修正するものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 32 条の 2、3 行目であります。総務大臣を内閣総理大臣に改めるといふもの。これは番号法に規定します情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が、これまで総務大臣であったものが内閣総理大臣に変更されたということに伴います改正であります。

続く、法第 19 条第 7 号を第 19 条第 8 号に、その下の行、同条第 8 号を同条第 9 号に改めるといふもの。これは番号法に規定します特定個人情報の提供に関しまして、転職者——従業員本人——が同意した場合、以前の勤務先から現在の勤務先への個人情報の提供に関する項目が新たに追加されたということに伴います、号ずれの修正でございます。

1 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。施行期日は、令和 3 年 9 月 1 日から施行したいとするものでございます。

以上で、第 77 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 77 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 71 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 71 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正につ

いてご説明を申し上げます。

本議案は、非常勤の特別職であります監査委員のうち、議会選出委員の報酬額を改正したいというものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。監査委員のうち議会選出委員の報酬額を2万4,000円から3万8,000円に改正したいというものであります。監査委員の報酬に関しましては、以前から低過ぎるのではないかという指摘をいただいております。事務局において県内各自治体の報酬額を比較検討いたしました。

その結果、議会選出委員につきましては、人口規模で直近であります村上市が4万5,500円、佐渡市が3万7,600円、県内平均額が3万6,955円となっております。いずれも南魚沼市の現行額2万4,000円を大きく超えているという状態。県内でも最も低い額であるということが判明いたしました。

これらの自治体等の報酬額を参考にして、県内平均を若干上回る金額、人口規模からしまして上回る金額が妥当であろうということで、3万8,000円という金額を設定いたしました。

なお、識見の監査委員は、現行額が7万4,000円でありますけれども、これにつきましては人口規模の近いさきの2つの市と遜色がございません。県内平均額は6万6,625円となっております。これをまた若干上回っているということから、今回は据置きとさせていただきます。

1ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。第1項の施行期日は、令和3年11月1日から施行するとするものであります。これは現在の議会選出委員の任期が令和3年10月31日までであるということから、新たに就任された委員からこの規定を適用したいというものでございます。第2項は経過措置の規定でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第71号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 日程第 19、第 72 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 72 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、概要についてであります。今回の改正は、大きく 2 点ありまして、市町村たばこ税に関して、平成 30 年度及び令和 2 年度の地方税法の一部改正のうち、令和 3 年 10 月 1 日から施行される分についてと、固定資産税のわがまち特例の規定に関して、令和 3 年度税制改正で関連法令の施行日に合わせて改正するものです。

1 点目のたばこ税について。平成 30 年度の税制改正により、5 年計画で行われておりますが、たばこ税の税率改定は激変緩和措置として 3 段階で引き上げられることとされ、今回がその 3 回目となります。また、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方式の変更は、5 年間で段階的に引き上げられることとなっており、今回が第 4 回目となります。

令和 2 年度の税制改正では、軽量の葉巻たばこについて、それまでは製品重量 1 グラムを紙巻たばこ 1 本に換算して課税されていたものを、葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法に改正されました。これについても激変緩和措置として、1 年間については、0.7 グラム未満の葉巻たばこを 0.7 本の紙巻たばことみなして課税する経過措置が規定されていましたが、この措置の終了により本則課税となるものです。

2 点目の固定資産税の改正については、令和 3 年度の地方税法等の改正で、わがまち特例について引用していた法令が廃止となり、別の制度に規定が移行したことによる引用条文等の整理と特例割合の見直しに伴う改正です。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。5 ページをご覧ください。第 83 条第 2 項は、経過措置が設けられていた 1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の軽量の葉巻たばこの本数の算定について、葉巻たばこ 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算するという改正です。

続く第 3 項は、加熱式たばこを紙巻たばこに換算する方法についてで、5 段階の激変緩和措置の 4 回目。新旧対照表では省略されております第 1 号に定める加熱式たばこの重量 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算するという割合を 0.4 から 0.2 に引き下げ、同じく省略されておりますが第 2 号に定められている加熱式たばこの重量 0.4 グラムをもって紙巻たばこの 0.5 本に換算するという改正後の課税標準の割合を、0.6 から 0.8 に増やす改正になります。5 回目となる来年 10 月 1 日には完全移行することとなります。

このページの一番下の第 3 号は、引用する法令の変更による規定の整理で、めくって 6 ページ、中ほどのイについては、今ほどの法令名の改正により不要となった法律番号の削除になります。第 84 条は、たばこの税率を 1,000 本につき 6,122 円から 6,552 円に引き上げるものです。

附則第 9 条の 2、固定資産税のわがまち特例について、新たに加える第 14 項は、気候変動

の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して雨水貯留浸透施設の整備の推進を図るため、旧規定について令和3年3月31日で廃止し、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に併せて特例割合を見直し、新設するというものです。

続く第15項は、第14項の規定の追加による項ずれです。

一番下から7ページにかけて、項ずれによる第16項は、生産性向上特別措置法の規定に基づく先端設備等導入制度が、法律の廃止により中小企業等経営強化法に移管されたため、法令名と用語を整理するものです。

1ページに戻っていただき、本改正条例の附則です。第1条は施行期日についてです。たばこ税に関する改正の適用期日である10月1日を施行日とし、続く2ページにかけて、附則第9条の2の固定資産税の特例に関する規定は、ただし書きにより公布の日から施行とします。

第2条は、市たばこ税に関する経過措置の規定となっております。

第3条の手持品課税に係る市たばこ税の規定は、このページから次のページにわたって長く続いておりますが、内容としては、この税率改正の基準日である10月1日をまたいだ売渡し等の取引がなされた場合の税の取扱いについて定めているもので、基準日前に取引した在庫品についても、新たな税率が適用されるという内容であります。

3ページの下から4ページにかけての第4条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、改正法の施行日より前、令和3年3月31日以前に取得した資産については、なお従前の例によるということと、施行日の4月1日以降に取得した資産については、その翌年度以降の固定資産税に適用されるという内容になっています。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第72号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 74 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 74 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

石打地区の上関小学校と石打小学校が統合し、令和 4 年、来年 4 月に新たに石打小学校が開校することに伴い、放課後児童クラブ——いわゆる学童クラブの今後の在り方についても地域の方々と協議してまいりました。本年 7 月には、上関クラブ及び石打クラブそれぞれの学童クラブの保護者の皆様に内容をご説明し、2つのクラブを来年度から 1 に統合すること。そして、統合後の校舎となる現在の上関小学校内に新たに学童クラブを設置すること。そして、名称を石打クラブとすることというこの 3 点について、ご承諾をいただいたところでございます。また、併せてその内容を 8 月 24 日に開かれました統合協議会にご説明をさせていただいたところでございます。

今後、工事を発注し整備を進めてまいります。来年度に向け学童クラブの名称や位置を変更する必要があることから、南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部を改正したいものでございます。

議案の 3 ページ、新旧対照表をご覧ください。条例第 2 条は、クラブの名称及び位置を定めるものでございます。現行の表中の上関クラブの項を削り、石打クラブの位置の欄の住所、君沢 507 番地 2 を石打 2 番地 1 に改めるものでございます。

1 ページに戻っていただき、附則でございしますが、改正条例の施行日を令和 4 年 4 月 1 日としたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 学童クラブ統合というのは、ある意味致し方ない点もあるのですけれども、一部の保護者たちが、やはり上関小学校にもそのままあってほしいし、石打小学校にもあってほしいということをおっしゃる方もいたのです。そういう方たちは納得したのかどうなのか。

そういう人たちは今回、異論はなかったのかについて、もし聞いていただければ答えていただきたいですし、あと、統合ということで非常にデリケートな問題があるので、石打小学校区の方はみんなバスで通学したいという声もあるわけですが、そこが今どうなっているのかについてお話ししていただければと思うのですが。

○議 長 教育部長。

○教育部長 お答え申し上げます。小学校の統合が決まったときから、保護者の要望でそういった声があることは知っておりましたし、それについても検討してきたところでございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、7 月の学童クラブでの保護者への説明——保護者のほとんどの方がお集りになっていたかと思っております。その中でご説明した中では、承諾し

ていただいたと感じておりますし、統合協議会にお諮りして、ご意見を求めたところがございますが、その中でも反対意見はなかったということで、ご承諾をいただいたものと感じております。

また、通学バスの件でございますけれども、通学検討部会においてよりよい通学方法が取れるように検討してまいったところがございます。内容につきましては、また統合協議会ニュースなどで住民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 74 号議案 南魚沼市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 75 号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 それでは、第 75 号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、現在進めている農業集落排水から、県の流域下水道への接続事業について、中之島地区での接続工事が完了します。本年 11 月 30 日をめどに、流域下水道への切替え予定をしていることから、条例第 2 条第 2 項に規定している農業集落排水処理施設のうち、当該対象処理施設を削除したいものです。

また、このたびの改正に合わせて、本条例の第 24 条本文中、条例名称の字句が一部欠落していたことから正しい名称に修正するものであります。3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 24 条中、南魚沼市給水条例（平成 16 年南魚沼市条例第 179 号）を南魚沼市水道給水条例に改めるものです。

また、第 2 条関係、別表第 1 に規定されている処理施設のうち、このたび、流域下水道へ切替えを予定している、表内の 3 段目の大木六地区農業集落排水処理施設、4 段目の舞子地区農業集落排水処理施設及び 5 段目の大里地区農業集落排水処理施設について、それぞれの項を削除するものです。

1 ページに戻っていただいて、附則として令和 3 年 12 月 1 日から施行したいものです。た

だし、第 24 条の改正規定については、公布の日からとしたいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 75 号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 75 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 22、第 76 号議案 南魚沼市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第 76 号議案 南魚沼市下水道条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、国の流域治水関連法整備により、関連する特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法などの一部改正が行われました。下水道法の改正により、上位法を引用している部分に条ずれが生じたことから、南魚沼市下水道条例の一部を改正したいものです。引用する内容は、流域関連公共下水道の説明条文であります。

また、このたびの改正に合わせて、本条例の第 36 条本文中、条例名称の字句が一部欠落していたことから、正しい名称に修正するものであります。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 9 条第 1 項第 7 号中、法第 6 条第 4 号を法第 6 条第 5 号に改め、第 36 条中、南魚沼市給水条例を南魚沼市水道給水条例に改めるものです。

1 ページに戻っていただいて、附則として、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から、第 36 条の改正規定は、公布の日から施行したいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 76 号議案 南魚沼市下水道条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 76 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

次の本会議は、明日 8 月 31 日火曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 3 時 35 分〕